

競合国輸出環境調査
(中国・緑茶)
報告書

2017年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所・農林産品支援課

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

はじめに

日本産農林水産品は、輸出先国の市場等において安価な他国産と競合するケースが多い。これら競合国産に対抗して輸出を拡大するためには、その動向も注視して対策に取り組む必要がある。一方、これら競合国の取組みについて、品目によっては必ずしも十分な情報が得られていない。

そこで、輸出重点国等の市場で日本産品と競合する他国産品（農林産品）を対象に、当該国産品の生産、輸出動向や輸出戦略、政府の支援策等について、日本の輸出団体や事業者等のニーズはあるが把握しきれない情報を収集する。これらの情報は、競合国産品への対抗策の実行等で活用でき、日本産品の輸出拡大に資する。

日本茶については、製法の違いはあるものの、同じ「緑茶」として米国や EU 等の輸出国で中国産緑茶との競合関係にあると考えられている。そこで、中国における緑茶の生産・輸出状況、欧米を中心にニーズの高い有機茶に対応するための有機認証制度、茶輸出企業の状況、関連する業界団体、政府支援策などを調査し報告書にまとめた。

本報告書が日本茶輸出拡大の参考となれば幸いである。

2017年3月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
上海事務所
農林産品支援課

目 次

第一部 中国緑茶業界の概要

一. 生産/輸出動向

1.1 中国緑茶の生産及び販売統計	7
1.2 直近3年の国別輸出量及び輸出額	10
1.3 直近3年の品目別生産及び輸出動向	13
1.4 直近3年の品目別卸売価格及び輸出価格の推移（新茶、秋冬番茶）	13

二. 中国政府の支援

2.1 政府の輸出支援政策	14
2.2 補助金制度	15

三. 業界団体（中国茶葉流通協会、中国食品土畜輸出入商会）

3.1 団体の概要	16
3.2 中国産緑茶の海外キャンペーン	17
3.3 中国国内の緑茶産地ブランドの認知度（杭州/西湖等）及びPR（広報）方針	19
3.4 緑茶ブランド（龍井茶等）のPR（広報）方針	19

四. 国家基準制度/国際基準制度

4.1 全国茶葉標準化技術委員会の活動内容	20
4.2 有機茶の認証基準、海外との相互認証制度	21
4.3 茶葉の安全基準	25

第二部 中国茶企業へのヒアリング調査

一. ヒアリング企業の概要

1.1 事業概要	37
1.2 茶園概要	43
1.3 残留農薬への対策	44

二. 輸出業務の現状

2.1 輸出業務概要	46
------------	----

2.2 輸出資格および検査要件	47
2.3 輸出茶の等級とパッケージに関する要件	49
2.4 輸出フロー	51
2.5 輸出支援政策と補助金制度	52
2.6 輸出にあたっての課題	53
三. 海外からの茶葉等輸入の現状	
3.1 中国の茶輸入における現状	55
3.2 輸入資格と輸入フロー	56
四. 日本式抹茶の生産と販売の状況	
4.1 生産と販売	56
4.2 海外の中国産抹茶に対する反応と評価	58
五. 茶輸出企業のコスト削減措置と市場開拓の手法	
5.1 コスト削減措置	58
5.2 市場開拓の手法	59

第一部

中国緑茶業界の概要

一、生産／輸出動向

1.1 中国緑茶の生産及び販売統計

・緑茶の生産面積、分布

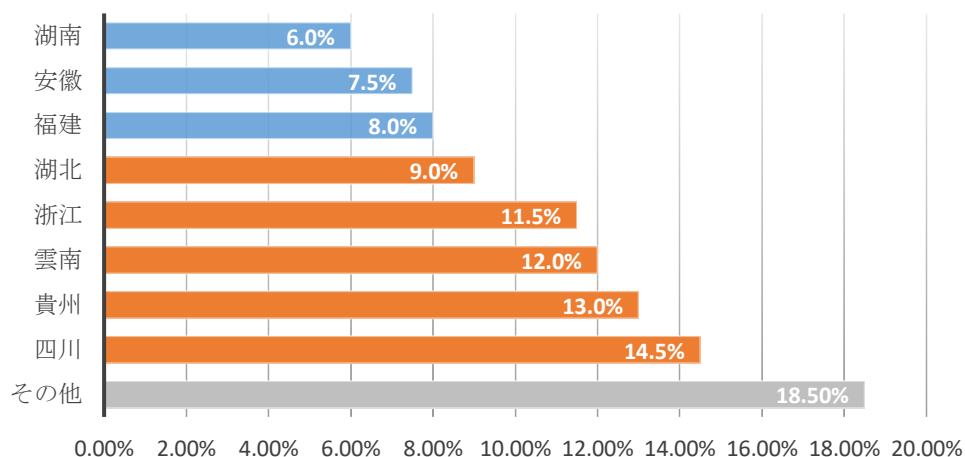
ここ5年間、中国の茶葉生産面積は穏やかな増加傾向にあった。2015年の茶園総面積は約288万ヘクタールで、前年比12%の伸びを示した。なかでも、緑茶の生産面積が最も多く、全体の約60～63%を占めた。その次が紅茶とウーロン茶でそれぞれ約10～12%だった。その他の白茶、黒茶、黄茶などはあまり多くない。

緑茶の生産地域は広く分布している。2015年の生産面積は約180万ヘクタールで、18の省（直轄市／自治区）に及んでおり、以下4つの主要エリアに分けることができる。

- ・西南地区：主に雲南、貴州、四川、重慶
- ・華南地区：主に広東、広西、福建、海南
- ・江南地区：主に浙江、湖南、江西、及び安徽、江蘇、湖北より南の地域
- ・江北地区：主に河南、山東、甘肅、陝西、及び安徽、江蘇、湖北より北の地域

華南と江南地区は湿度に富み、日照条件も良いなど茶葉の生産に有利な気候条件が揃っている。そのため、中国の茶葉生産は南部でより盛んとなっている。西南及び江南地区が、生産面積全体の7割前後を占め、そのうち四川、貴州、雲南、浙江、湖北、福建、安徽、湖南は緑茶生産の8大省である。その詳細な分布は以下の通り。

2015年中国緑茶生産の主要省別分布

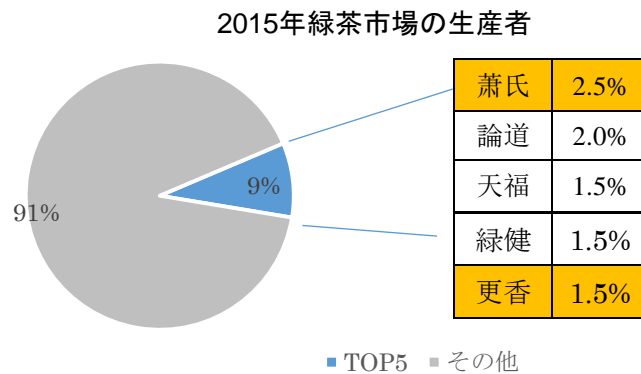


データ出所：中国農業部、国家統計局

・緑茶生産者

中国茶葉の生産企業数は非常に多い。荒茶工場で約7万社、製茶工場は約1,600社存在する。国内の茶葉生産者は、大きく分けて伝統的な家族経営の工房、小型加工場、大規模メーカーの3つに分類されるが、中小規模で家族経営の工房や小型加工場が数の大半を占める。

緑茶は中国で最も多く製造されている茶であり、携わる生産者の数も最も多い。一方、小規模生産者が多く、また地理的に分散しているのも特徴となっている。現在、国内の5大緑茶ブランドは「蕭氏」、「論道」、「天福」、「緑健」、「更香」だが、そのシェアは合計で全体の10%に満たない状況である。



データ出所：中国茶葉流通協会

・緑茶の生産額、生産量

緑茶の生産面積拡大に伴い、全国の緑茶生産額と生産量も成長を続けている。2013～15年の緑茶の生産額及び生産量の年平均成長率（CAGR）はそれぞれ5%と3%だった。

1. 国の政策によるサポート

中国の「十三五（第13次5カ年計画）」において、茶産業に関する目標が以下のように定められた。2020年末までに、全国の茶園総面積を320万ヘクタール以内に抑えつつ、選抜種で良質な品種が全体の75%を占めていること。有機茶園の建設を促進し、その割合を3～5%にまで引き上げること。銘茶（有名で高品質の茶葉。大衆茶とは対義）の生産量が120～150万トンで、茶葉の総生産高2,000～2,200億元を維持しつつ、関連産業の総生産高が5,000億元突破することがそれぞれ目標とされた。このような中央政府の目標設定の下、各省が競って茶産業発展促進のための政策を打出している。主な政策として、リーディングカンパニーの育成、大型茶葉加工工場への投資奨励、機械化率の向上、有機茶園建設促進、品種改良等が挙げられ、緑茶の生産量及び生産高の増加が目指され

ている。

2. 茶製品の多様化

消費者のニーズ多様化に伴い、茶製品も従来の茶葉のみならず、ティーバッグ、冷茶用ティーバッグ、粉末茶、茶葉枕、茶葉食品、茶飲料、ポリフェノール製品、茶油など様々な加工製品が誕生している。産業全体のサプライチェーンの拡大に伴い、茶葉の生産量及び生産高も伸び続けている。

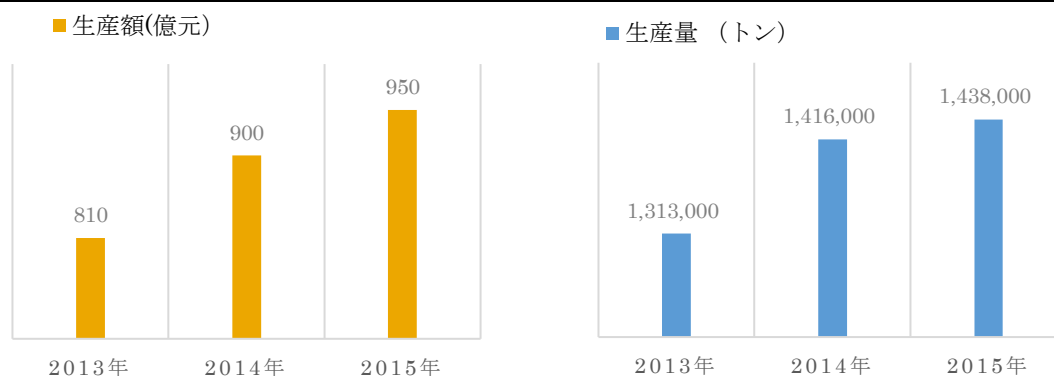
3. 中高級茶葉の需要増加

中国消費者の可処分所得の増加に伴い、消費のレベルも上昇、また茶葉の生産技術向上の結果、中高級茶葉への需要が高まっている。これを受けて茶業界でも製品構成がシフトしつつあり、良質で高価な緑茶の生産が増加傾向にある。

生産量については、2013～14年の伸びが比較的大きく、14年は前年比約10万トン増、成長率は約8%だった。国家農業庁種植管理司の統計によると、14年の緑茶生産の伸びは、主として貴州省の3.5万トンと陝西省の1.3万トンの伸びに依るところが大きかった。近年、緑茶生産面積は拡大の一途を辿っており、生産量も増加、国内は供給過剰状態に陥っている。そのため15年には生産量が若干減少に転じ、14年比でわずか2.2万トン、約2%の伸びにとどまった。

2015年の国内緑茶生産量は若干緩やかな伸び率になったが、茶葉の安全面の改善や品質の安定化が功を奏し、生産額は約6%の成長だった。緑茶の単価上昇が大きく影響しており、生産量の伸びに比べて明らかに高いことがわかる。

緑茶	2013年	2014年	2015年	CAGR
生産額（億円）	810	900	950	5%
生産量（トン）	1313,000	1416,000	1438,000	3%



データ出所：中国農業部種植管理司、中国茶葉流通協会

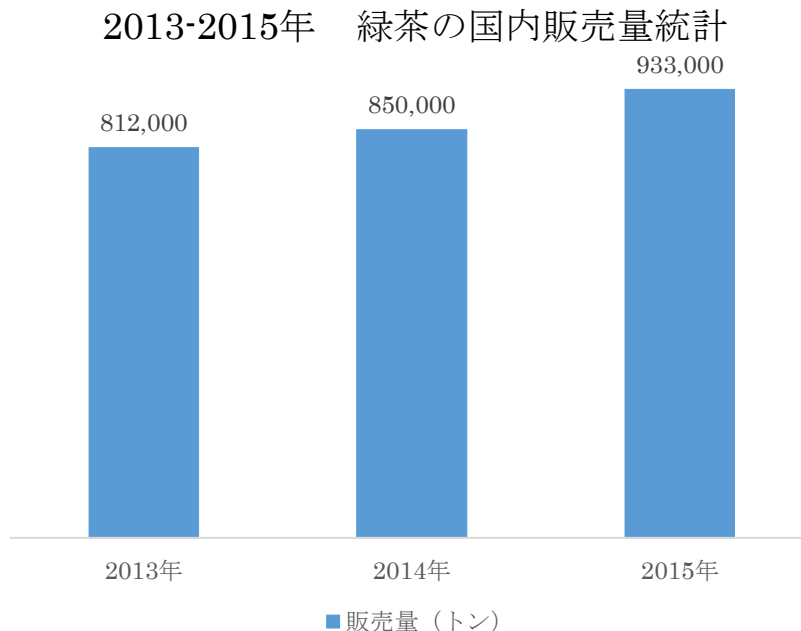
・緑茶の国内販売量統計

近年、中国茶葉の総売上高は安定した増加傾向を示しており、種類別の市場シェアも安定している。2015年の中国国内の茶葉の総売上高は176万トン。そのうち緑茶は国内消費の主流となっており、国内での販売量は約93.3万トンで約53%のシェアを占めた。

緑茶の国内販売量は安定的に増え続けており、増加スピードも上昇傾向にある。2013～15年、中国国内における緑茶の販売量の年平均成長率（CAGR）は約5%で、全国の生産量の60～65%を占めた。販売量増加の原因として、上述の茶製品の多様化や中高級茶葉需要の増加のほか、販売チャネルの多元化も大きな影響を与えている。茶葉の販売チャネルは従来の卸売市場や専門店、スーパー等に加え、eコマースの普及と拡大が緑茶の売上増加に大きく貢献している。またここ数年人気を集めている茶芸館やカジュアルな茶飲料チェーン店も茶葉の消費シーンを拡大し、スターバックスやコストコーヒー(Costa Coffee)など欧米系の大手コーヒーチェーン店でも緑茶製品が販売されるようになった。

緑茶	2013年	2014年	2015年	CAGR
国内販売量(トン)	812,000	850,000	933,000	5%

注：上記の「国内販売量」は中国国内における緑茶の販売量を指し、輸出は含まない。



データ出所：中国農業部種、中国茶葉流通協会。

1.2 直近3年間の国別輸出货量及び輸出額

・輸出量

2013～15 年、中国緑茶の各年の輸出量は 20 万トンを超え、全国で生産される緑茶の約 18～20%を占めた。

中国で生産される緑茶の主要な輸出先はアフリカで、年間輸出量の約 65%近くを占めている。国別ではモロッコ、ウズベキスタン、モーリタニア、アルジェリア、トーゴなどが多く、総輸出量の約 50%を占めている。そのうちモロッコは 23.4%を占めている。

欧米、アジア、米州各国への輸出は相対的に少なく、アメリカ、カナダ、香港、シンガポール、タイ、台湾及び EU 諸国への輸出は約 13%前後にとどまっている。

中国緑茶の輸出量				単位：トン
地域別				
輸出先	2013 年	2014 年	2015 年	2015 年シェア
アジア	51,063	47,030	57,965	21.3%
アフリカ	168,754	161,924	171,910	63.1%
欧州(EU 以外)	13,257	13,091	11,572	4.3%
EU 諸国	18,182	19,106	22,010	8.1%
米州	13,029	7,612	8,565	3.1%
オセアニア	237	414	395	0.1%
合計	264,523	249,177	272,145	100%
注目輸出先				
アメリカ	11,441	6,148	6,762	2.5%
カナダ	937	752	736	0.3%
香港	2,156	3,017	3,095	1.1%
シンガポール	930	351	251	0.1%
タイ	1,443	984	2,157	0.8%
台湾	-	3	8	0.0%
ドイツ	6,799	8,719	8,984	3.3%
主要輸出先				
モロッコ	60,536	58,536	63,788	23.4%
ウズベキスタン	23,336	16,329	26,603	9.8%
モーリタニア	18,190	14,097	12,866	4.7%
アルジェリア	13,350	14,997	1,4357	5.3%
トーゴ	12,189	16,884	13,312	4.9%

データ出所：中国税関

・輸出額

2013～15年、中国緑茶の輸出総額は成長トレンドを維持したが、アンチダンピング措置や、グリーン貿易障壁などの影響により、中国から欧米、シンガポール、香港などに輸出される緑茶の輸出額には変動が見られた。グリーン貿易障壁とは、EUや日本等の国々が茶葉の残留農薬の検査について設けた新しい基準のことを指す。中国産緑茶をこれらの国家に輸出する際の検査項目は大幅に増加し、検査基準も非常に厳しくなっている。またこれに伴う検査費用の著しい増加も輸出コストを大きく引き上げる要因となり、輸出製品が廃棄処分や返品となるリスクも大幅に上がっている。

15年の輸出額は10億米ドルを突破し、成長率は約6%だった。なかでもアフリカ向けは全体の約40%以上を占めた。また、上述のように緑茶の生産及び輸出に関するコストが増加したため、ここ数年の欧米市場向け輸出の平均単価も上昇傾向にある。

中国緑茶の輸出額				単位：米ドル
地域別				
輸出先	2013年	2014年	2015年	2015年シェア
アジア	173,648,893	193,165,570	219,082,796	22.8%
アフリカ	588,763,554	594,534,964	620,413,856	61.7%
欧州(EU以外)	48,160,113	41,156,521	26,696,534	2.7%
EU諸国	74,444,112	78,066,719	89,690,750	8.9%
米州	45,200,283	41,392,502	62,873,044	6.3%
オセアニア	2,276,190	4,284,932	5,245,235	0.5%
合計	932,493,145	952,601,208	1,005,352,317	100%
注目輸出先				
アメリカ	36,940,151	31,120,243	33,787,271	3.4%
カナダ	5,025,321	6,204,008	5,211,131	0.5%
香港	27,413,485	42,529,248	32,346,215	3.2%
シンガポール	4,292,451	1,814,404	1,517,508	0.2%
タイ	5,722,739	4,493,487	9,594,216	1.0%
台湾	-	16,320	473,953	0.0%
ドイツ	25,737,440	33,258,125	34,175,398	3.4%
主要輸出先				
モロッコ	209,454,123	209,978,669	224,490,255	22.3%
ウズベキスタン	52,557,573	37,837,079	50,042,245	5.0%

モーリタニア	73,845,049	61,791,989	55,662,356	5.5%
アルジェリア	48,756,470	56,166,170	52,214,107	5.2%
トーゴ	50,286,597	7,542,682	60,008,123	6.0%

データ出所：中国税関

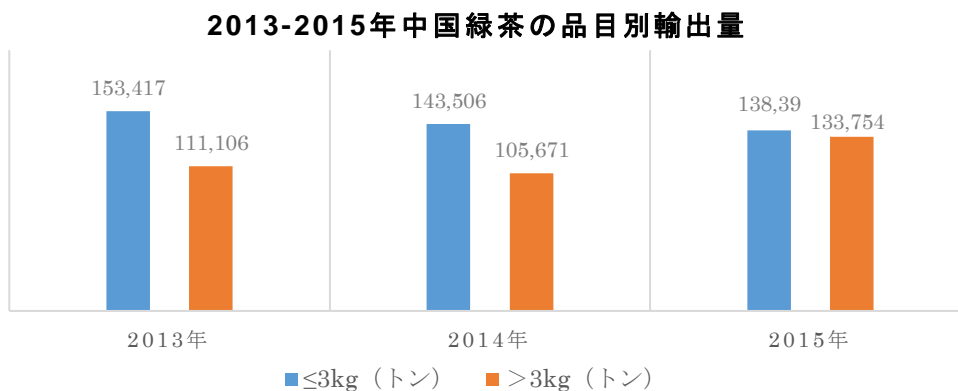
1.3 直近3年間の品目別生産及び輸出動向

製品構成で見ると、2013～15年における中国国内の緑茶の製品構成は、茶製品の多様化と中高級茶葉のニーズの高まりを背景に、中高級茶葉の生産能力が高まっている。現在、中国緑茶の製品構成のうち、約70～80%が高級名優茶（高級ブランド茶）、約20～30%が大衆向けの低・中級茶だ。今後2年は、中・高級茶が主流を占める状況が継続し、低級茶もそれに引っ張られる形で発展することが見込まれている。

中国税関の輸出データによると、緑茶の輸出品目は、包装の違いによって2つに分類される。内包装袋入りの重さが3kg以下/件の商品と、内包装袋の重さが3kg超の商品である。うち、3kg以下の商品が比較的多く、15年の輸出はそれぞれ51%と49%だった。ただし、2013～15年において内包装袋が3kg以下の商品の輸出は明らかに減少しており、その減少幅は4～6%、15年には13.8万トン減少した。一方3kg以上の商品の輸出は、約13.4万トンと大幅に増えている。

緑茶		2013年	2014年	2015年	2015年シェア
輸出量 (トン)	≤3kg/件	153,417	143,506	138,391	51%
	>3kg/件	111,106	105,671	133,754	49%
合計		264,523	249,177	272,145	100%

データ出所：中国税関



1.4 直近3年間の品目別卸売及び輸出価格の推移（新茶・秋冬番茶）

中国は国土が広く、地域によって気候の差も非常に大きい。このため多くの茶葉生産地で、茶の成長や茶葉の収穫にも大きな差が存在する。長江以北では茶葉の収穫期が5月上旬から9月下旬であるのに対し、長江以南では収穫期が3月下旬から10月中旬、西南地区では1月下旬から12月上旬、華南地区や台湾ではほぼ一年中収穫が可能となっている。亜熱帯および温帯気候に属する江北地区、江南地区及び西南地区では、茶の収穫は春、夏、秋の三季に分けられ、華南及び台湾地区では1年に4回収穫が可能。3月下旬から5月下旬に収穫される茶葉は「春茶」または「新茶」と称され、6月から7月に収穫される茶葉は「夏茶」「二番茶」、8月から10月に収穫される茶葉は「秋茶」「三番茶」、11月以降に収穫される茶葉は「冬茶」「四番茶」に分類される。

新茶はその年初めて成長した新芽を使って生産するため、口当たりが軟らかく、栄養が豊富で、価格も高い。夏茶、秋茶及び冬茶を使用した茶葉はその年2度目、3度目に伸びた部分の葉を使用するため、葉が大きく、色も深い。味わいも深みがあり、渋みも強い。このため売上はやや劣り、価格も相対的に安くなっている。1年に3～4回収穫できるとはいえ、銘茶を生産する茶園では茶の木と葉の品質を維持するため、基本的に1年1回しか収穫を行っておらず、季節も春に限られている。茶の収穫時期による価格差は日本と同じ状況である。

2013～15年、新茶の国内の卸売価格は年々上昇傾向にあった。なかでも新茶の卸売平均価格は番茶よりも30%前後も高い。成長率も高く、年平均成長率は約5.2%であった。これに対して、輸出の平均価格は比較的低い。これは主な輸出先がアフリカで、アフリカ諸国の購買力が低いことから、輸出される緑茶も低級品が多くを占め、低価格帯の商品が中心となっている。

		2013年	2014年	2015年	CAGR
卸売平均価格 (人民元)	新茶	67,000	72,000	78,000	5.2%
	番茶	52,000	56,000	58,000	3.7%
輸出平均価格 (米ドル)	新茶	4,700	5,100	5,300	4.1%
	番茶	3,500	3,800	3,700	1.9%

データ出所：中国税関、中国茶葉流通協会

二、中国政府の支援

2.1 政府の輸出支援政策

近年、EU、日本、オーストラリア等の国において、茶葉の残留農薬検査基準が改定され、中国産緑茶に対する検査も強化された。この影響を受け、2013～14年、中国産緑茶は検査コストの上昇や、輸出用製品の廃棄または返品等のリスクに直面した。14年にEUや日本で残留農薬基準超過を指摘された回数は33回に達し、輸出量も減少した。しかし、15年には人民元の為替レートの下落とともに、生産から包装、輸送に至る各段階での各企業による管理強化が功を奏し、輸出製品の安全性が高まり、輸出は再び改善し輸出量も増加傾向に戻った。

緑茶産業発展の推進とともに、生産・製造管理強化による輸出緑茶の安全性を高めるには、政府の監督管理強化だけでなく政策によるサポートも欠かせない。2015年、政府は「一帯一路」経済発展戦略政策により、各省・市の地理的優位を存分に発揮し、アジア、ASEAN、中東、ヨーロッパなど各国との貿易提携を深める方針を打ち出した。一帯一路は「シルクロード経済ベルト（一帯）」と、「21世紀海上シルクロード（一路）」を指し、貿易ルートはユーラシア大陸を貫いて、26の国と地域に亘っている。この一帯一路政策の強大な影響下のなか、15年の中国と周辺国との緑茶貿易規模は大きな成長を遂げ、東南アジア諸国の茶葉輸出を大きく引き離した。

一帯一路政策の推進に伴い、地方政府も製茶業へのサポートを次々と強化、緑茶産業と輸出貿易の発展に力を入れている。政府が実施する輸出支援政策は主に以下の通り。

- 1) 博覧会、展示販売会、研究会、旅行文化ウィーク等を積極的に開催、また企業を主要輸出相手国に派遣して茶葉文化交流やプロモーション活動を実施する。
- 2) 茶葉栽培と農薬に対する監督管理を強化し、品質安全模範地区、重点産業区、加工貿易区の建設をサポート、輸出茶葉の安全性を確保する。
- 3) 茶葉輸出の流れを改善。通関の効率を上げ、検査・検疫等の通関費用を引き下げる。
- 4) 緑茶業界の統合整理を進める。合併や買収、再編、合併合作等の方法により、中小企業を整理、緑茶輸出重点企業を育てる。
- 5) 茶葉輸出の業界組織の整備を急ぎ、健全な業界組織、商品協会、輸出業界組織を整備することにより、緑茶の生産、管理、輸出制度を改善する。
- 6) 茶葉輸出が残留農薬基準の影響を被ることのないよう、検査検疫機関が当地の茶葉栽培、生産、輸出の現状に基づいて各種措置を採ることをサポート。例えば、茶葉の原産地の管理と登録の強化、EUや日本向けの製品の残留農薬検査項目の調整等が挙げられる。

2.2 補助金制度

2015年、国家中央財政部門は1,000万元近い予算を割り、国内各省（市）の42の野菜、果物、茶葉などの園芸作物の生産地区に、低毒性生物農薬の模範試験地域を設置した。低毒性生物農薬の使用により支出増を余儀なくされる農家に対して資金面で補てん、低毒性

農薬の普及を推進するとともに、茶葉の安全性を高め、輸出を安定化させることを目的としている。主な緑茶生産地（省／市）でも、様々なサポート政策や補助金制度の実施を始めている。その例は以下の通り。

・貴州省開陽県。茶産業の発展をサポートするための一連の補助政策を決定、2016～20年に、毎年1,000万元を投入してそのサポートに充てることを決めた。補助金制度の詳細は以下の通り。設立したばかりの企業に対する優遇制度では、市、県両クラスの審査を経て、補助金を現金申請することができる。新たに茶葉の生産基地を作る場合は1,000元／ムー（＝666.67 m²）、苗床の場合は2,000元／ムー（＝666.67 m²）が補助される。新たに茶葉加工生産ラインを設置する場合は15万元／1ライン、製茶ラインの場合は30万元／1ラインの補助を行う。このほか、毎年50万元が高級茶葉製品や応用製品の研究開発に投入される。国レベルの著名商標、貴州省の著名商標、貴陽市の知名商標として認定された場合、それぞれボーナス10万元、5万元、3万元が支払われる。省クラス以上が主催するイベントで金賞、銀賞、銅賞を受賞した場合、それぞれ5万元、3万元、2万元の賞金を贈与するなど。

・福建省安溪县政府。緑茶産業の転換やグレードアップを推進、自社工場を有し、資金力もある企業が茶葉農園を建設することを奨励する。またそのプロジェクト金額に基づき、政府の審査に合格すれば、30～50%の補助を付与する。1プロジェクトの補助は300万元を上限とする。このほか、茶葉の輸出拡大のため、各種通関費用を引き下げる措置を採用。輸出茶葉の検査検疫費用の無料化、実験室の検査費用基準の引き下げ、輸出企業のサンプルに対する検査費20%の値引きなど。

三、業界団体（中国茶葉流通協会、中国食品土畜輸出入商会）

3.1 団体の概要

・中国茶葉流通協会

中国茶葉流通協会は1992年設立、茶葉の生産、加工、経営、管理、研究などの領域の企業、事業単位、社会团体及び個人が組織する聯合社団組織等により構成される社団組織であり、国家4A級業界協会である。現在、同協会の会員は500社ほどで、個人会員も約480名在籍している。

中国茶葉流通協会の主要機能は以下のとおり。

- 1) 業界内での仲介機能。茶葉業界の協力、管理の責を負う。
- 2) 関係政府部門に対し、茶葉の生産、流通の各段階の現状と問題を報告する。
- 3) 茶葉業界の発展計画を作成、業界の方針を示すとともに、政策の制定に関する意見と

提案を行う。

- 4) 茶葉製品市場を開発、会員間の連絡を強化し業界内での協力体制を促進する。
- 5) 茶葉市場や技術面の情報を収集、整理し、それに対する分析や予測を行う。業界内での情報交流を行う。
- 6) 茶葉技能コンテスト、製品の推薦、技術交流、科技プロジェクトの論証、製品の品質審査等の活動を実施、業界内の技術、企業管理レベル向上を図る。
- 7) 茶葉の生産、加工、茶芸等の領域で、専門技術、企業管理等についての教育訓練を実施、業界人員の素養を高める。
- 8) 業界雑誌を編集、出版し、茶葉の知識普及を図る。見本市・展示会、専門講座、宣伝資料の配布等を通じ、中国茶文化の国内外市場での影響力向上に努める。
- 9) 国際市場を開拓し、競争力強化を図るため、国際貿易に関する問題点改善に努め、国内外の同業者間の連絡を強化。また国内外の茶葉企業の各種交流イベントを主催する。

・中国食品土畜輸出入商会

中国食品土畜輸出入商会は 1988 年設立、6,900 社強の企業会員を有している。カバー範囲は穀類、野菜果物（乾燥及び生鮮）、肉類、飲料、茶葉、香料等各種加工食品など。

同商会が監督管理する商品の数が膨大なため、47 の専門商品分会を設けている。そのうち、茶葉分会は 1998 年に設立され、各地の茶葉産地で生産、加工及び輸出入に携わる企業で構成されており、中国全体の茶葉輸出量の 90%以上が同会の会員企業で占められている。

中国食品土畜輸出入商会・茶葉分会の主要機能は以下の通り。

- 1) 経営秩序と会員利益確保のため、会員企業の茶葉生産、輸出入貿易等に対する協力と指導を行う。
- 2) 政府が制定する茶葉生産、輸出に関する政策や管理措置に対し意見を提出するとともに、政府から業界へのサポート強化を得られるよう努める。また会員企業の合法的経営を監督・指導する。
- 3) 会員企業の茶葉生産や輸出入に関するイベント参加を取りまとめる。イベントには交易会、博覧会、研究会、技術交流等が含まれる。また会員企業の製品宣伝活動や販売促進をサポートする。
- 4) 業界を代表し、国外のアンチダンピング、技術障壁等の貿易保護主義に関する交渉を行い、政府の貿易紛争解決をサポートする。
- 5) 会員企業に対し市場の情報、コンサルティングサービス、教育訓練、法律サービス等を提供する。
- 6) 茶葉生産及び輸出入業界の品質基準を制定し、茶葉の品質保証システムと食品の衛生安全システム確立を主導。茶葉の品質向上に努め、ブランド戦略を展開する。

3.2 中国産緑茶の海外キャンペーン

中国茶葉流通協会は2005年、中国茶業界の海外での交流と発展を促進するため、国際茶葉委員会（ITC）に正式加盟した。ITCはイギリスに本部を置く非政府、非営利組織で、主に世界各国の茶葉の生産販売データの収集を行っている。また、各構成国に対し、情報提供やコンサルティングを行い、各国間の貿易交流促進に努めている。

中国茶葉流通協会のITC加入は、中国茶業界の国際交流促進とともに、中国緑茶産業の海外での発展や営業チャネル開拓にも大きく寄与している。近年、中国茶葉流通協会、中国食品土蓄輸出入協会などの茶葉組織は、毎年国内外の茶葉産地や国で開催される国際的な展示販売会、研究討論会、文化及び技術交流イベントなどを中国で主催。中国は世界の茶葉の生産及び消費大国として、各国の業界関係者や専門家を中国に招待している。以下に主要なイベントの例をあげる。

「2014 中国（上海）国際茶業博覧会」

中国茶葉流通協会が主催。国際的茶葉組織、国内の茶葉協会及び商会、輸出入貿易商、代理店、専門配送センター、ネット販売店、茶市場経営者などを招いて開催。同イベントへの国内外の参加企業は600社を超えた。期間中には「中国名茶」コンテスト、地区別名茶紹介会（生産者と販売者合同の商談会）、茶文化創意（クリエイティブ）製品の開発と研究討論会などが開かれた。展示された茶は緑茶、紅茶、ウーロン茶等で、3,770万人民元の売上を記録、予約オーダーまで含めると11.6億元に達した。

「2015 年国際茶芸大会」

中国食品土蓄輸出入協会が主催。招待客は1,000人近く、外国人招待客も約200人に達した。招待客は主に浙江、安徽、福建、四川、湖北など中国の主要茶葉産地や、イギリス、フランス、ロシア、ベルギー、ドイツ、アメリカ、モンゴル、カナダ、香港・マカオ、台湾など30以上の国家・地区の使節、国際業界組織、専門家、企業家代表やメディアなど。研究討論会の目的は、長江経済ベルトにおける茶葉産業の発展と、中国茶企業及びブランドの国際的な知名度や影響力の向上だった。

「ミラノ国際博覧会」

2015年8月イタリアのミラノ国際博覧会で、「中国茶ウィーク」を中国館で実施。同イベントは、中国教育国際交流協会の主催によるもので、中国茶流通協会、国際茶葉委員会、EU茶葉委員会などの組織との共同開催だった。参加企業は主に中国を代表する50の茶葉ブランドと、地方色を打ち出した20の中国茶ブランド（「西湖龍井」など）で、中国の「一帯一路」政策に則り、業界組織やトップ企業をとりまとめ、中国茶文化、茶ブランドに対する大掛かりなプロモーションを展開した。

3.3 中国国内緑茶産地ブランドの認知度（杭州/西湖等）及びPR（広報）方針

浙江省は中国緑茶生産のトップ 5 に入る産地だ。なかでも杭州市は浙江産茶葉の代表的都市。当地で生産される茶葉は高級ブランド茶が主体で、「西湖龍井茶」として全国にその名を知られている。緑茶の最高級ブランドの 1 つと言える。

杭州の西湖龍井は中国でも最高の名茶として知られる。その産地は杭州西湖湖畔の獅峰、龍井、五雲山、虎跑一帯で、長年に渡る茶葉づくりの歴史を有している。龍井ブランドの認知度と歴史文化的バックグラウンドを掛け合わせ、さらなる相乗効果を求めて、多くの緑茶メーカーが販売チャネルの整備や多角化に取り組んでいる。例えば、国内外から杭州を訪れる観光客に対して、地元色を存分にアピールした茶葉卸売市場、茶芸館、観光コースなどを提案、茶葉原産地としての特色ある PR（広報）活動を行っている。

現在、杭州西湖の観光エリア一帯には、こうした PR を意識した茶葉専門店、卸売市場、茶芸館など、様々な販売チャネルがすでに多く見られる。また全国各地の緑茶産地もこれに倣って、自らの茶葉をブランディングすることで、高級茶としての新たな売り方を PR し始めている。例えば、四川省峨眉山の「竹葉青」、安徽省黄山の「毛峰」、江蘇省洞庭湖の「碧螺春」など、各地で現地の特産茶を新たにブランド化し、知名度アップに努めている。

3.4 緑茶ブランド（龍井茶など）の PR（広報）方針

龍井茶は著名な中国緑茶ブランドである。当初は杭州市の西湖の周辺で生産されていたが、その知名度向上とともに需要が増え、80 年代の初頭には、産地が杭州から浙江省以北一帯にまで広がっていった。現在、龍井茶はその産地によって、西湖龍井、錢塘龍井、越州龍井の 3 つに分類されている。西湖龍井は歴史が最も古く、茶葉の品質も最も良いとされているため、現在でも龍井茶の最高峰としてその名を轟かせている。

各地の茶葉販売企業では、緑茶ブランドの市場シェアを高めるため、多角的な流通チャネルの開発を試みている。現在、主要な流通チャネルは以下の通り。

- 1) 伝統的スーパーや茶専門チェーン店。製品の小売と体験をメインとし、主に末端消費者を対象にしている。
- 2) 卸売市場チャネル。卸売と低級・中級品の販売を主体としているが、末端消費者にも開放されている。
- 3) ネット販売チャネル。ネット通販や O2O を活用。主要プラットフォームは天猫、京東 (JD.com) 等。
- 4) 茶芸館などのサービスチャネル。茶芸師によるパフォーマンス等や観光などサービス面の要素が強い。

各地の緑茶産地ブランド（「西湖龍井茶」など）の認知度が高まるにつれ、販売チャネルや参入競合者も増え、競争が激化している。各地の茶文化と製品の特色を効果的にアピールするため、各地の茶葉生産、加工、流通業者及び団体が、自主的に地域性、専門性のある非営利協会・商會を設立する動きが顕著になってきている。杭州西湖風景名勝区茶葉商會、杭州市西湖龍井茶管理協會等がその例だ。

これら協会・商會の設立は、主に当地の緑茶産業の発展をサポートし、茶文化を広め、当地のブランドを宣伝することが目的で、同時に当地政府に協力して市場の監督管理にもあたっている。また不定期ではあるが、茶文化博覽會、交流会、地方カラーを打ち出したコンテストやフェアなど、全国または国際的規模のイベントを開催している。例えば、2014年には中国（杭州）西湖国際茶文化博覽會、西湖龍井茶炒茶大賽、2015年には杭州西湖龍井茶王賽及び茶文化イベントなどが開催された。

四、国家基準制度／国際基準制度

4.1 全国茶葉標準化技術委員會の活動内容

全国茶葉標準化技術委員會は2008年設立、茶葉の専門技術領域における基準の制定、管理の責を負っている。具体的な活動の内容は以下の通り。

- 1) 茶業界内の年度會議の招集・開催、業界基準計画の提出、年次計画の提案。
- 2) 地方政府部門、茶葉機關、企業を取りまとめ、茶葉に関する専門国家基準、業界基準等の情報について交流、検討、セミナー、解説を行う。
- 3) 意見収集と現地視察を通し、専門国家基準、業界基準の技術に対し提案、制定、関連する研究業務を行う。
- 4) 3～5年ごとに公布された国家基準及び業界基準を再審査し、修正、補充等の意見を提出する。

また過去の実績は以下の通り。

- ・ 2015年1月、「茶葉標準化業務専門報告會」を開催、主にISO国際茶葉標準化の進行状況や、中国茶葉標準化業務の進行状況について情報交換を行った。
- ・ 2015年3月、年次大會を開催、2014年度の茶標委の業務報告及び財務収支報告を行った。また国家基準の「緑茶 第3部分：中小葉種緑茶」「緑茶 第4部分：珠茶」、「緑茶 第5部分：眉茶」、「緑茶 第6部分：蒸青茶」など12の項目について審査を行った。さらに「茶葉及び関連製品」食品生産許可審査細則（新版）について意見交換を

行った。


4.2 有機茶の認証基準、海外との相互認証制度

現在、中国で茶葉に対する有機食品認証を実施できる機関は 3 つしか存在しない。中国農業科学院茶葉研究所有機茶研究及び発展センター（OTRDC）、国家環保総局有機食品発展センター（OFDC）、中国緑色食品発展センターAA 級（GreenFood）である。

OFDC は 1994 年設立。比較的古くから有機製品の研究開発、検査及び認証業務に従事し、中国で唯一国際有機農業運動連盟（IFOAM）、ISO65 及び中国 CNAS の認可を得ている有機認証機関である。IFOAM の国際認可を取得するという事は、OFDC の有機認証システムがすでに国際基準に近接していることを意味しており、OFDC の認証を経た有機製品は、世界の多くの国々で受け入れられている。また、2011 年 10 月、EU の有機農業常務委員会（SCOF）での投票により、OFDC は EU 基準の有機認証を行うことができる機関として認定された。

現在、OFDC の有機製品に対する認証により、直接又は相互認証の形式で多くの国の市場への参入が可能となっている。有機製品（食品、茶葉など）の認証サービスには以下の領域が含まれる。

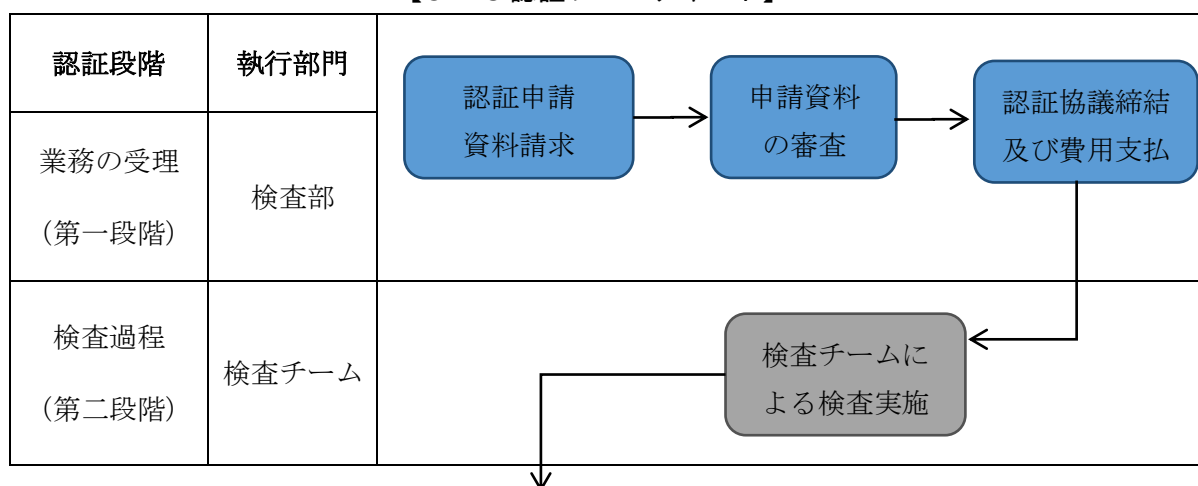
【国家環保総局有機食品発展センター（OFDC）で取得できる有機認証】

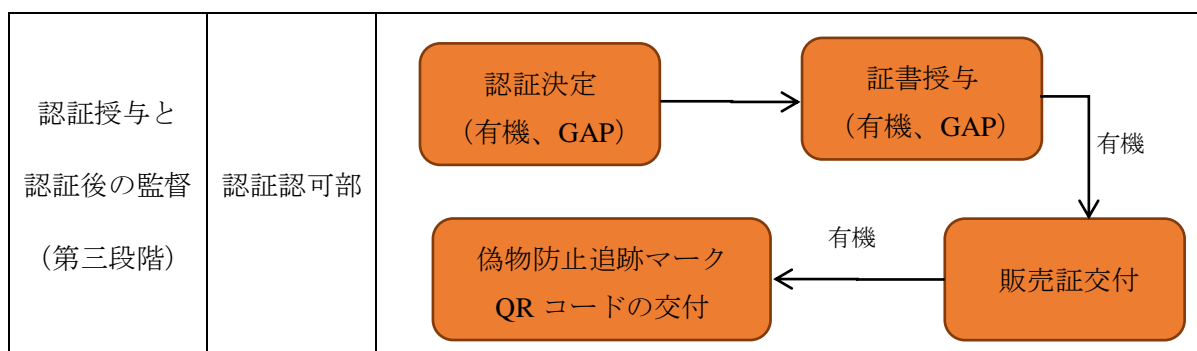
<p>中国《有機製品》国家基準認証。《GB/T19630 有機製品》国家基準に基づいて実施される有機認証。認証された有機製品は中国国内で販売することが可能。</p>	
<p>OFDC 有機基準認証。OFDC は国際有機運動連盟（IFOAM）の認可を得ており、《OFDC 有機認証基準》に基づいて認証された有機製品は直接または相互認証の形式により、多くの国の市場に参入することができる。</p>	
<p>カナダ政府の有機基準認証。カナダの有機基準に基づいて実施される有機認証。認証された有機食品はカナダに直接輸出することができ、またカナダとアメリカの有機同等性合意を通してアメリカ市場に参入することも可能。さらに、製品の包装上にカナダとアメリカの有機マークを使用することができる。</p>	
<p>日本農林規格（JAS）における有機食品の認証。日本の有機 JAS 基準に基づいて行われる認証。認証された有機製品は直接日本に輸出することができる。</p>	
<p>アメリカ政府の有機基準認証。アメリカの有機基準（NOP）に基づいて実施される有機認証。認証された有機製品は直接アメリカに輸出でき、また NOP 基準を承認しているその他の国や地区にも輸出することができる。</p>	

各国の有機認証の審査内容の内容には若干の差異があるが、認証の流れはほぼ以下の通り。

- 1) OFDC 検査部門に申請の意向を伝え、関連の申請書と公開文書入手する。
- 2) OFDC 検査部門が申請者に有機認証書、調査票、基準マニュアル、認証フロー図、申請/クレーム処理プロセス、契約書サンプル及び認証費用リストを提供する。
- 3) 申請者が記載済みの申請書、有機認証調査表、及びその他必要書類を OFDC 検査部門に返送する。
- 4) OFDC 検査部門が書類審査、及び契約書の審議を行い、認証協議書に署名する。
- 5) 申請者が協議書の内容に基づいて関連費用を OFDC に振込む。
- 6) OFDC 検査部が検査チームを派遣する。書類の完成度と整合性について審査を行い、必要に応じて申請者に依頼して修正や補充を行う。また検査計画を作成する。
- 7) 検査計画に基づいて実地検査を行い、関連の証拠を収集する。
- 8) 実地検査の状況に基づいて検査報告書を作成し、基準及び適切な法律法規に基づいて、被検者の整合性、持続性についての有効な評価を行う。検査報告書は被検者の書面による確認を得なければならない。
- 9) 検査員が検査報告書を提出後、認証授与委員会が検査報告書及び資料に基づいて評価し、認証するかどうかの判断を行う。また結果を速やかに申請者に通知する。
- 10) 認証認可部門が認証授与委員会の決定に基づいて証書を印刷し、確認の書簡と共に郵送する。認証情報のデータベースを作成し、データを保存する。詳細は以下の通り。

【OFDC 認証フローチャート】





もう1つの国内の大型有機製品認証機関である OTRDC は、OFDC と異なり、有機茶製品専門の認証機関である。現在、OTRDC の有機茶認証は主に国内市場で使用され、またアメリカ、東南アジアなど一部の国の認可も得ている。しかし、日本、EU、アメリカなどでは認可されていない。

中国には現在「有機茶」製品のみを対象とした統一の認証基準は存在しないが、OTRDC は国内の通常茶葉基準（国家基準、業界基準、地方基準）、有機食品基準をベースに、国際有機農業運動連盟（IFOAM）の有機食品生産及び加工についての基本基準、及び EU の EC2092/91 有機食品認証規定を引用し、有機茶認証の管理制度及び基準を制定している。詳細は以下の通り。

- ・ 有機茶認証に対する基本要件：
 - 1) 生産環境が汚染されておらず、汚染源から離れていること。
 - 2) 生産基地で3年近く化学農薬、除草剤、化学肥料等の汚染物質が使用されていないこと。
 - 3) 通常の非有機生産区域との間に隔離地帯または過渡地帯が明確に設けられていること。
 - 4) 生産、加工、貯蔵、販売等の過程において、有機食品が非有機食品と分けて管理されていること。また、関連の技術要求に従っていること。
 - 5) 有機の生産活動に従事する管理及び作業人員が、有機茶生産の教育訓練を受け、一定の基礎知識を備えていること。
 - 6) 健康勤務証明、及び衛生許可証明を取得していること。
 - 7) 生産加工した茶葉が、認証授与機関の品質検査を通過していること。
- ・ 国家有機農業運動連盟(IFOAM)の有機食品の生産及び加工基本基準、及び EU の EEC2092/91 有機食品認証規定の要求に基づき、認証機関は通常、有機栽培、加工及び貿易等の過程について、毎年少なくとも1回は審査を行い、さらに必要な抜き打ち検査を行うものとする。
- ・ 認証機関の検査員が審査を行う前に、申請者は認証機関において必要書類の提出を行わなければならない。必要書類とは具体的に以下が含まれる。

- (1) 有機茶園申請に必要な申請書類
- (2) 有機茶工場の申請に必要な申請書類
- (3) 有機茶貿易の申請に必要な申請書類

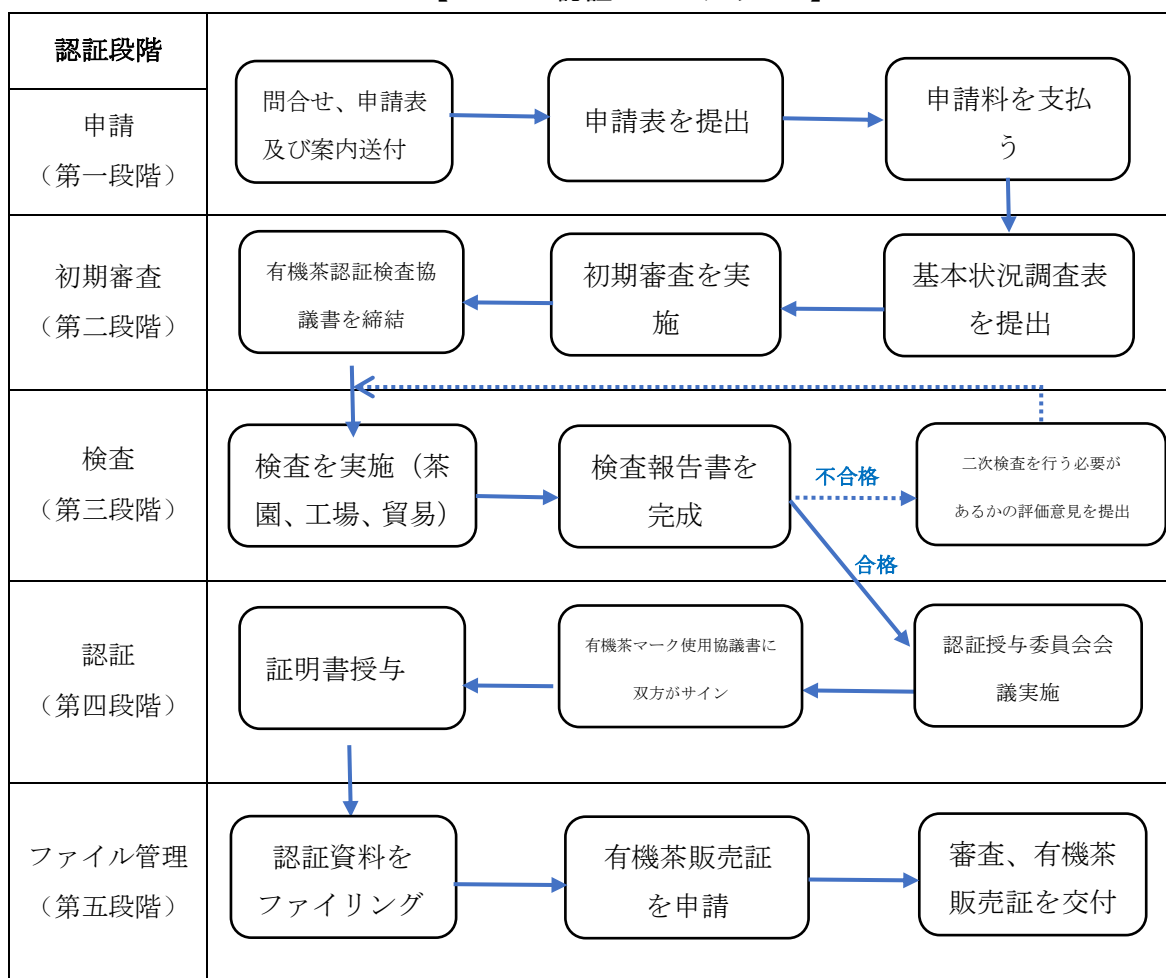
OTRDC 有機茶認証申請の一般的な流れは以下の通り。

- 1) 申請者（企業または個人）が有機茶センターに有機茶認証の申請について問合せを行う。
- 2) センターが申請者に FAX／郵便で有機茶認証の申請表及び案内を送付する。
- 3) 申請者が記入済みの申請表を提出し、申請料を支払う。
- 4) センターが申請者に対し認証の審査に関する資料一式を送付する。（※必要書類：有機茶認証基準、茶園基本状況調査票、茶工場基本状況調査表、貿易基本状況調査表）
- 5) 申請者がセンターに基本状況調査表を提出する。
- 6) センターが提出された調査票に対する初期審査を実施する。
- 7) センターが申請者に初期審査結果を通知し、双方により有機茶認証検査協議書を締結する。（※必要書類：有機茶認証検査協議書）
- 8) 申請者がセンターに検査費用を支払う。
- 9) 費用の納付確認後、速やかに検査員を派遣し、茶園、茶工場、及び貿易に対する検査を実施する。（※必要書類：審査員検査協議、検査員実施マニュアル、検査報告フォーム、品質保証書、検査員利益相反保証書）
- 10) 検査員は検査終了後、速やかにサンプルを国家技術監督局の認可する品質検査機関に提出し、分析を行う。
- 11) 検査員は検査終了後、検査報告書の初稿を執筆し、通常 15～20 日で正式な検査報告書を完成させる。報告書は完成後申請者に郵送／FAX し、内容の確認を行う。申請者は検査員が記載した報告書が真実に基づき、客観的であると判断した場合、これに署名をして返送する。検査員は正式な検査報告書を有機茶センターに提出する。
- 12) 有機茶センターは検査報告書の内容に基づき、二次検査を行う必要があるか否かを決定し、評価意見を提出する。
- 13) センターは、認証授与委員会会議を組織、招集し、認証を授与するか否かを決定することができる。
- 14) センターが申請者に認証授与結果を通知、また有機茶マーク使用協議書に双方がサインする。申請者に評価表を FAX／郵送する。（※必要書類：有機茶マーク使用協議書、評価表）
- 15) センターが関係の証明書を作成し、申請者に対し授与する。
- 16) 全ての認証資料をファイルし、保管する。
- 17) 申請者は有機茶を販売する際、必要に応じてセンターに有機茶販売証を申請すること

とができる。この際必要な証明資料を提出し、説明を行う。(※必要書類：販売証委託書)

- 18) センターが申請者の申請書及び資料を審査し、その販売者に対し有機茶販売証の原本を交付する。申請者に対しては副本を交付する。
- 19) 有機茶販売証の申請資料もファイル（秘密保持）し、専任者がその責を負う。
- 20) 販売証の有効期間が切れる 3 ヶ月前、センターより申請者に対する通知を行い、認証申請を継続するか否かの意思確認を行う。

【OTRDC 認証フローチャート】



4.3 茶葉の安全基準

2005 年、中国政府は 2 つの食品安全基準を新たに公布した。食品中の「汚染物質残留限度」と「残留農薬限度」についての強制性基準制度である。茶葉は食品の中に含まれており、基準に含まれる茶葉の農薬残留指標は 9 項目、汚染物質残留指標は 2 項目ある。

日本、EUなどの輸出入茶葉に対する残留農薬限度指標の要求は高い。中国は世界の茶葉の生産輸出大国であることから、中国茶葉の生産及び輸出品質を高めるため、国家衛生部門は16年に「食品中農薬最大残留量」基準を基礎に修正、補充を行い、新たにGB2763-2016「食品中農薬最大残留限量」を公布、茶葉の安全基準に関する項目を48項目に増やした。詳細は以下の表参照。

No.	農薬名	最大残留限量 (mg/kg)	No.	農薬名	最大残留限量 (mg/kg)
1	ジフェノコナゾール	10	25	シハロトリン/ラムダ-シハロトリン	15
2	イミダクロプリド	0.5	26	ペルメトリン	20
3	ピメトロジン	2	27	シペルメトリン/ β -シペルメトリン	20
4	グルホシネート-アンモニウム	0.5	28	イミダクロチズ	3
5	グリホサート	1	29	イサゾホス	0.01
6	クロルフェナピル	20	30	メソミル	0.2
7	フルベンズロン	20	31	エトプロホス	0.05
8	ピリダベン	5	32	ジメトン	0.05
9	トリクロルホン	2	33	フェンバレレート/エスフェンバレレート	0.1
10	ジアフェンチウロン	5	34	チアメトキサム	10
11	アセタミプリド	10	35	ヘキシチアゾクス	15
12	カルベンダジム	5	36	ブプロフェジン	10
13	シフルトリン/ベータシフルトリン	1	37	ジコホール	0.2
14	フルシトリネート	20	38	カルタップ	20
15	メタミドホス	0.05	39	フェニトロチオン	0.5
16	ホレート	0.01	40	イソカルボホス	0.05
17	パラチオンメチル	0.02	41	テルブホス	0.01
18	ホスホランメチル	0.03	42	ホキシム	0.2
19	フェンプロパトリン	5	43	デルタメトリン	10
20	カルボフラン	0.05	44	オメトエート	0.05
21	フェナザキン	15	45	アセフェート	0.1
22	ビフェントリン	5	46	インドキサカルブ	5
23	エンドスルファン	10	47	DDT	0.2
24	ホスホラン	0.03	48	ヘキサクロロベンゼン	0.2

<参考資料>日本の茶の残留農薬基準表

品目名	基準値(ppm)	留意点	基準値(ppm) (適用期限)
BHC	0.2	不発酵茶に限る。	
γ-BHC	0.05		
DBEDC	0.5		
DCIP	0.2		
DDT	0.2	不発酵茶に限る。	
DDT	0.2	不発酵茶を除く。	
2, 2-DPA	0.05		
アクリナトリン	10		
アセキノシル	40		
アセタミプリド	30		
アセフェート	10		
アゾキシストロビン	10		
アトラジン	0.1		
アバメクチン	1		
アラニカルブ	5		
アルドリン及びディルドリン	N. D.	不発酵茶に限る。	
アルドリン及びディルドリン	N. D.	不発酵茶を除く。	
イソウロン	0.02		
イソキサチオン	5		
イプロジオン	20		
イマザキン	0.05		
イマザリル	0.1		
イマゼタピルアンモニウム塩	0.05		
イミダクロプリド	10		
イミノクタジン	1		
イミベンコナゾール	15		
エチオン	0.3		
エチプロール	10		
エテホン	0.1		
エトキサゾール	15		
エトフェンプロックス	10		
エマメクチン安息香酸塩	0.5		

エンドスルファン	30		
エンドリン	N. D.	不発酵茶に限る。	
エンドリン	N. D.	不発酵茶を除く。	
オキシデメトンメチル	0.05		
オメトエート	1		
カスガマイシン	0.2		
カルタップ, チオシクラム及びベン スルタップ	30		
カルバリル	1.0	不発酵茶に限る。	
カルバリル	1	不発酵茶を除く。	
カルフェントラゾンエチル	0.1		
カルベンダジム, チオファネート, チオファネートメチル及びベノミル	10		
カルボスルファン	0.1		
カルボフラン	0.2		
キナルホス	0.1		
キントゼン	0.05		
グリホサート	1.0		
グルホシネート	0.3		
クレソキシムメチル	15		
クロジナホッププロパルギル	0.02		
クロチアニジン	50		
クロフェンテジン	20		
クロマゾン	0.02		
クロマフェノジド	20		
クロラントラニリプロール	50		
クロルデン	0.02		
クロルピリホス	10		
クロルピリホスメチル	0.1		
クロルフェナピル	40		
4-クロルフェノキシ酢酸	0.02		
クロルフルアズロン	10		
クロルメコート	0.1		
クロロタロニル	10		
酸化フェンブタスズ	1.0		

ジアフェンチウロン	20		
シアン化水素	1		
シアントラニリプロール	30		
ジウロン	1		
ジエトフェンカルブ	5		
シエノピラフェン	60		
シクロキシジム	0.05		
ジクロフルアニド	5.0		
ジクロメジン	0.02		
ジクロルプロップ	0.1		
ジクロルボス及びナレド	0.1		
ジクワット	0.3		
ジコホール	3.0	不発酵茶に限る。	
ジコホール	3	不発酵茶を除く。	
ジスルホトン	0.05		
ジチオカルバメート	5		
ジノテフラン	25		
シハロトリン	15		
ジフェニルアミン	0.05		
ジフェノコナゾール	15		
ジフェンゾコート	0.05		
シフルトリン	20		
ジフルフェンゾピル	0.05		
ジフルベンズロン	20		
シフルメトフェン	15		
シペルメトリン	20		
シメコナゾール	10		
ジメチピン	0.04		
ジメトエート	1		
臭素	50		
シラフルオフエン	80		
スピネトラム	40		
スピノサド	2		
スピロジクロフェン	20		
スピロメシフェン	30		

スルフェントラゾン	0.05		
ダイアジノン	0.1	不発酵茶に限る。	
ダイアジノン	0.1	不発酵茶を除く。	
ダゾメット, メタム及びメチルイソ チオシアネート	0.1		
チアクロプリド	30		
チアベンダゾール	0.1		
チアメトキサム	20		
チオジカルブ及びメソミル	20		
テクナゼン	0.1		
テトラコナゾール	20		
テトラジホン	1		
テブコナゾール	50		
テブチウロン	0.02		
テブフェノジド	25		
テブフェンピラド	2		
テブフロキン	15		
テフルトリン	0.2		
テフルベンズロン	20		
デメトン-S-メチル	0.05		
デルタメトリン及びトラロメトリン	10		
テルブホス	0.005		
トリアジメノール	20		
トリアジメホン	1		
トリクロピル	0.03		
トリクロルホン	0.50		
トリシクラゾール	0.02		
トリデモルフ	20		
トリフルミゾール	15		
トリフルムロン	0.02		
トリフルラリン	0.05		
トリフロキシストロビン	5		
トリホリン	0.1		
トルフェンピラド	20		
二塩化エチレン	0.02		

二臭化エチレン	0.1		
ニテンピラム	10		
ノニルフェノールスルホン酸銅	0.04		
パラコート	0.3		
パラチオン	0.3	不発酵茶に限る。	
パラチオン	0.3	不発酵茶を除く。	
パラチオンメチル	0.2		
ビアラホス	0.004		
ビオレスメトリン	0.1		
ビテルタノール	0.1		
ビフェナゼート	2		
ビフェントリン	30		
ピフルブミド	50		
ヒメキサゾール	0.02		
ピラクロストロビン	5		
ピラクロホス	5		
ピラゾリネート	0.02		
ピラフルフェンエチル	0.05		
ピリダベン	10		
ピリフルキナゾン	20		
ピリプロキシフェン	15		
ピリベンカルブ	40		
ピリミジフェン	5		
ピリミホスメチル	10		
ピレトリン	3		
ピンドン	0.001		
フィプロニル	0.002		
フェナミホス	0.05		
フェナリモル	0.05		
フェニトロチオン	0.2	不発酵茶に限る。	
フェニトロチオン	0.2	不発酵茶を除く。	
フェノキシカルブ	0.05		
フェノトリン	0.02		
フェンチン	0.02		
フェントエート	0.02		

フェンバレレート	1.0		
フェンピロキシメート	40		
フェンブコナゾール	10		
フェンプロパトリン	25		
フェンプロピモルフ	0.1		
Seebチルアミン	0.1		
ブプロフェジン	30		
フラザスルフロソ	0.02		
フラチオカルブ	0.1		
フルアジナム	5		
フルオメツロン	0.02		
フルオルイミド	35		
フルシトリネート	20		
フルバリネート	10		
フルフェノクスロン	15		
フルベンジアミド	50		
フルロキシピル	0.1		
プロクロラズ	0.1		
プロシミドン	0.1		
プロチオホス	5.0		
ブロディファコウム	0.001		
フロニカミド	40		
プロパルギット	5		
プロピコナゾール	0.1		
プロフェノホス	1		
プロヘキサジオンカルシウム塩	0.1		
プロベナゾール	0.03		
プロポキスル	0.1		
ブロモプロピレート	0.1		
ヘキサクロロベンゼン	0.02		
ヘキサコナゾール	0.05		
ヘキシチアゾクス	35		
ベナラキシル	0.1		
ヘプタクロル	0.02		
ペルメトリン	20		

ペンコナゾール	0.1		
ベンスリド	0.03		
ベンタゾン	0.02		
ベンフラカルブ	0.1		
ホキシム	0.1		
ホサロン	15		
ボスカリド	10		
ホスファミドン	0.1		
ホスメット	0.5		
ホセチル	0.5		
ホレート	0.1		
マレイン酸ヒドラジド	0.2		
マンデストロビン	40		
ミクロブタニル	20		
ミルベメクチン	1		
メタミドホス	5		
メチダチオン	1		
メトキシクロール	0.1		
メトキシフェノジド	20		
メトリブジン	0.1		
モノクロトホス	0.1		
リニューロン	0.02		
リン化水素	0.01		
ルフェヌロン	10		
レスメトリン	0.2		
レピメクチン	0.3		
ワルファリン	0.001		

(出所：公益財団法人 日本食品化学研究振興財団

http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/fooddtl.php?f_inq=13200)

第二部

中国茶企業へのヒアリング調査

中国緑茶産業界の生産、輸出入の状況、有機茶栽培及び輸出の動向を把握するため、今回、下記の企業 8 社に対してインタビューを実施した。このうち生産企業（国内販売が主体）は 3 社、生産・輸出企業は 3 社、輸出入の貿易企業は 2 社である。インタビューを実施した企業の概要は以下の通り：

No.	企業名	類型	概要
1	杭州御茶村茶業有限公司 	生産／貿易	中国最大の抹茶生産企業の一つ。当初は日中合弁企業だったが 2010 年に日本側が撤退。上海抹茶市場シェアの約 50% を占める。年間売上高は 8000 万元、17 年は 1 億元超と予想される。輸出が 20% を占め、従業員数は 180 名。
2	浙江華發茶業有限公司 	生産／貿易	国内の五大茶輸出企業の一つで、浙江省嵊州地区最大の茶生産加工企業。年間売上高は 2 億元、うち 95% が輸出。従業員数は 400 名。
3	上海明納貿易有限公司	貿易	日本「舞妓の茶」の国内唯一の販売代理店。日本茶道文化の普及促進がメイン。
4	浙江茶葉集団 - 欧州部 - 有機部	貿易	国内最大の茶輸出入集団。緑茶の輸出が 65% を占める。安吉、上虞など十数カ所に工場を有し、年間売上高は 60 億元超。世界中に輸出している。本部の従業員は 200 名余。

5	<p>黄山市猴坑茶業有限公司</p> 	生産	国内最大の猴魁緑茶生産企業。猴魁（こうかい）は中国十大名茶の一つで、売上高は1.8億元に迫る。生産用地6拠点を有する。
6	<p>天方茶業股份有限公司</p> 	生産	国内最大の安徽産緑茶（毛峰、猴魁、富硒茶）、八宝茶生産企業の一つ。年間売上高は2億元超。
7	<p>謝裕大茶業股份有限公司</p> 	生産	国内最大の安徽毛峰茶の生産企業の一つ。有機認証の茶園6000ムー（畝：約400万㎡）を所有し、売上高は1.5億元に達する。
8	<p>余姚茶工場</p>	生産／貿易	浙江省余姚地区最大の茶工場で、年間売上高は約1.3億元。主な輸出先は北アフリカ、中東およびEUの一部。

一、ヒアリング企業の概要

1.1 業務概要

今回の調査対象である茶関連企業 8 社において、ほとんどの企業の 2015 年生産高は 2 億元以下に集中しているが、浙江茶葉集団だけは生産高 60 億元強と群を抜いている。下表では、余姚茶工場を除く 7 社を貿易企業と生産企業に大別し、輸出及び全体の業務状況について紹介する。

<貿易企業>

	紹興御茶村茶業有限公司	浙江華發茶業有限公司	上海明納貿易有限公司	浙江茶葉集団
設立	1993 年	2005 年	2001 年	2000 年
従業員数	180 名	400 名	数名	本部 200 名
業務類型	栽培、加工、輸出	栽培、加工、輸出	輸入	輸出、少量の輸入
茶葉の種類	煎茶、抹茶	龍井などの各種緑茶。輸出は低級品の珠茶、眉茶、ジャスミン茶がメイン	日本茶(玄米茶)	各種緑茶、紅茶
2015 年売上額(人民元)	約 8000 万	2 億強	約 6 万	60 数億
2015 年輸出額(人民元)	1000 万強	約 1.8 億	なし	60 億近く
直近 2 年の輸出動向	次第に増加	安定を保ちつつ、やや増加	なし	緩やかな増加
輸出先とその比率	輸出は約 20%、そのほとんどが北米と欧州	輸出は約 95%、そのうち 90%がアフリカ、ごく一部が欧米	なし	100%近くが輸出。そのうち緑茶が 65%。輸出先はアフリカ、欧米、ロシアなどで、アフリカが若干多め
海外拠点	なし	アフリカ・マリアにオフィスあり	なし	モロッコ、アフリカ、モーリタニアにオフィスあり
茶園分布	浙江省がメイン	浙江省、江西省、福建省、貴州	なし	浙江省がメイン
茶園面積	8,000 ムー (5,333,360 m ²)	5 万ムー (33,333,500 m ²)	なし	傘下の工場が各地の茶農家と契約し、収穫している

有機認証茶園の面積	1,500 ムー (1,000,005 m ²)	3,000 ムー (2,000,010 m ²)	なし	約 500 (5,000,000 m ²)
国際認証	ISO22000、FSSC2200、アメリカ、EU、日本の有機認証	ISO9006、環境保護認証	なし	アメリカ、EU、日本の有機認証
G-GAP 認証取得	あり	なし	なし	なし
残留農薬対策 (EU 基準への対応)	生態バランスを科学的に活用し、有機条件を維持。太陽エネルギー殺虫灯、人力除草防虫など	農薬、人力	なし	有機茶園責任者が責任をもって管理する。有機肥料、農具はすべて浙江茶葉集団が統一購入、管理している。除虫灯、粘着捕虫シート、人力防虫といった物理的方法以外にも、遮断帯を設けることで周囲の農薬や残留汚染を回避している
海外企業との提携 (生産、販売)	基本的にはないが、定期的に海外顧客が来訪し品質管理コントロールと研修を実施している。	基本的にはないが、華発側がアフリカ企業に対し技術輸出をおこなっている。	なし	自己ブランドを所有するロシアのある顧客に対して原料のみを提供している。また自己ブランドのなかで最も著名な駱駝ブランドは、アフリカ向け輸出品のなかで最主力。
日本抹茶の生産量	煎茶と抹茶がメイン	100 トン強	なし	非常に少ない
日本抹茶の輸出	20%	一部は国内向け、一部は欧米向けに販売	なし	1%未満
茶輸出に必要な資格	輸出入許可証、栽培基地登記（茶園が所有する管理証明）、輸出契約等を所有していること。農業検査、商品検査に合格した生産品で、顧客が要求する基準及び検査要件にかなっていれば良い。詳細は下記参照。			
輸出フロー	詳細は下記参照。			

<p>輸出に当たっての課題</p>	<p>製品検査で不合格にならないよう、内部で品質管理を特に徹底している。</p>	<p>なし</p>	<p>ない</p>	<p>ほぼ問題はないが、たまに特殊な事態が発生する。例えば、EU基準は450項目以上あるが、顧客の求める検査項目が70項目程度の場合、我々の製品は顧客側の要求を満たしていても、税関でのEU基準の抜取検査で不合格とされることがある。また、製品が届いたにも関わらず顧客が引取りに行かず、税関に数日放置された末、多額の費用が発生したこともある。</p>
<p>輸出緑茶の等級</p>	<p>御茶村自体で8等級に分類している。顧客毎にニーズはまちまち。茶葉の色、香り、味で分類。</p>	<p>等級分類がほとんどない低級茶を除き、ほとんどの茶は8、9級に分類される。見栄えや柔らかさで分類している。</p>	<p>なし</p>	<p>各茶はAから5Aまで5等級に分類される。特殊製品の等級は5A+とする。輸出品はすべて低中級品である。有機茶の場合も輸出品はすべて低中級品である。</p>
<p>輸出パッケージの状況</p>	<p>パッケージ企業は商品検査機構の認証資格を所有していなければならない。顧客側にパッケージに関する特別な要求がある場合は、顧客の求めに応じて調整し、そ</p>	<p>パッケージに関する特別な規定はなく、顧客の要望と基準にかなっていればよい。顧客のブランドは、模倣品知的財産権侵害問題を避けるためにも、必ず正規のルートで登記している。</p>	<p>なし</p>	<p>特別な要求はない。長く提携しているパッケージ企業があり、基本的に顧客の要望に基づき製造している。我々のほうから事前に顧客にパッケージに関する要望を確認するようにしている。</p>

	の費用は顧客側が負担する。			
輸出販売プロモーション方法	展示会に参加するもののあまり効果はなく、存在感を植付けておくことが主な目的。海外のバイヤーとは積極的に交流、例えばドイツのバイヤー上位数社とは全て交流がある。	広州交易会などの国内の展示会に参加するのがメイン。インターネット販売（アリババ）の開拓も実施。	なし	国際展示会、交流会への参加やアリババなど国外向けインターネットプラットフォームの利用。
茶輸出に当たった課題	貿易障壁。ヨーロッパは絶えず検査項目の追加と検査基準の引上げをおこなっている。	残留農薬に対するEU側の要件は非常に厳しい。特に有機茶に対しては400以上の検査項目を設けており、一般の企業が基準にかなうのは非常に難しい。	なし	EU検査基準が非常に厳しい。臨時的にそのほかの条件が出されることもある。
コスト削減への取り組み状況	良い製品をつくり、生産、管理水準の向上が大事な目標。将来的には徐々に自動化を実現していく。従業員は正社員と臨時工に分かれている。茶摘みの時期は大量の臨時工を採用する。	国内人件コストが徐々に上昇しており、コントロールが難しい。可能な限り機械化を進めていくしかない。	なし	茶葉の生産は全てアウトソーシング。自社生産はコストが高すぎる。

<生産企業>

	黄山市猴坑茶葉有限公司	天方茶葉股份有限公司	謝裕大茶葉股份有限公司
設立	2006年	2010年	2010年
業務類型	栽培、加工、国内販売	栽培、加工、国内販売	栽培、加工、国内販売
茶種	猴魁	毛尖、猴魁、富硒茶、八宝菊花茶など	毛峰、猴魁、瓜片、黄山貢菊など
2015年売上高（人民元）	1.79億	2億	1.5億
2015年輸出額（人民元）	5%未満	5%未満	5%未満
直近2年の輸出動向	次第に減少	次第に減少	年々減少
輸出国とその比率	ヨーロッパ、米国	東南アジア、欧米	ヨーロッパ
海外拠点	なし	なし	なし
茶園の分布	安徽省	安徽省	安徽省
茶園面積	10数万ムー (66,667,000 m ² 超)	23万ムー (153,334,100 m ²)	1万ムー (6,666,700 m ²)
有機茶園面積	2,000～4,000ムー (1,333,340 m ² ～ 2,666,680 m ²) (認証済み)	5,000ムー (3,333,350 m ²) (未認証だが地理表示 認証あり)	6,000ムー (4,000,020 m ²) (未認証だが地理表示 認証あり)
国際認証	ISO認証、EU認証	ISO9000、国内認証	ISO認証、国内認証
G-GAP認証取得	ある	なし	なし
残留農薬対策（EU等）	太陽エネルギー殺虫灯、粘着捕虫板、人力での除草捕虫、有機肥料の使用など。安徽省黄山周辺は自然環境に恵まれており、朝晩の温度差が高く、病虫被害も起こりにくい。		
海外企業との提携（生産、販売）	なし	なし	なし
日本抹茶の生産量	なし	なし	なし
日本抹茶の輸出	なし	なし	なし
輸出に必要な資格	企業が輸出入権を所有していること	企業が輸出入権を所有していること	企業が輸出入権を所有していること
輸出フロー	輸出量が極端に少ないため、全て第三者通関業者に委託している		
輸出に当たっての課題	商品検査が複雑であること。商品検査さえ通過すれば特に問題ない。		
輸出緑茶の等級	国内市場は高級茶がメイン、輸出は低級茶がメイン。		
輸出パッケージの状況	/		
輸出プロモーション方法	国内販売を基本としているため、茶文化博物館の建設及び運営、茶文化村とレジャー・旅行をセットにしたプロモーション活動、国内展示会への参		

	加など多くが国内での活動。		
茶輸出に当たっての課題	高級茶は国内市場がメインで、輸出品の多くは低級茶。黄山付近は高級茶の産地であり、現在は国内の需要に追いついていない供給不足状態である。そのため現時点では輸出は重視していない。		
コスト削減への取組み	昨年、生産ラインの改良のために2000万元投資することで、人件費を削減した。	製品のレベルアップを進めることでインターネットマーケティングとの差別化を進めていくことが現時点の目標。	コストの削減は難しい。茶博物館や観光客向け体験サービス（茶摘み体験、製茶体験）といった新しい業務やサービスで差別化を図っていく。

1.2 茶園概要

今回の調査レポートでインタビューした対象企業は、中国緑茶の主要産地である安徽省と浙江省に集中している。生産企業5社のうち、最も茶園の面積が広がったのが天方茶葉公司以23万ムー（153,334,100㎡）、その次に黄山猴坑が10万ムー（66,667,000㎡）で続き、最も狭かったのが御茶村でわずか8,000ムー（5,333,360㎡）だった。

有機茶園については、黄山猴坑、御茶村、浙江華発、浙江省茶葉輸出入集団の4社はいずれも認証済みの茶園を所有、面積はそれぞれ4,000ムー（2,666,680㎡）、1,500ムー（1,000,005㎡）、3,000ムー（2,000,010㎡）、500ヘクタール（5,000,000㎡）となっている。中国国内の有機認証を取得しているのは浙江華発のみで、黄山猴坑、御茶村、浙江省茶葉輸出入集団はいずれもEUの有機認証を取得済み。天方茶葉と謝裕大はそれぞれ5,000ムー（3,333,350㎡）、6,000ムー（4,000,020㎡）の有機茶園を所有しているが、主要な販売先が国内企業であり、かつどこも有機認証を求めてこないこと、また費用面や手続きの煩雑さもあり、未だ有機茶園の認証手続きを行っていない。

有機認証の実情について具体例をあげて説明する。浙江茶葉輸出入集団の有機茶園は、浙江省、江西省、雲南省（合弁企業）などに分布、現在ドイツの認証機関に有機認証を委託している。初めて認証を取得する茶園の場合、認証申請手続きをする直前に3年間の栽培期間を経ている必要があるが、認証取得後の更新については、毎年検査を実施するのみ。

ドイツの検査機関は担当者を中国へ派遣、中国駐在スタッフを伴って、浙江茶葉輸出入集団の有機茶園の調査及び検査を行う。認証の更新には一定の時間を要するため、通常は3ヶ月から6ヶ月前倒しで手続きに着手する。当該機関はEU、日本、アメリカそれぞれの有機認証に適合する基準を判定できる。

万一、検査が不合格となれば、当該企業は原因を分析したうえでレポートを提出しなければならない。数年前、雲南省の有機茶園が不合格と判定された。調査分析の結果、当時

雲南省でデング熱が流行しており、政府が全面的に薬剤を散布したことによるものと判明。この場合、検査機関からレポートの内容が許諾されれば、当年度の有機認証は認定されないものの、翌年に再度検査を実施することができる。一方、検査機関から原因分析について否認されると、さらに3年の栽培期間を経たうえで、改めて申請し直さなければならない。

認証に関しては、ほとんどの生産型企業がISO関連の認証を取得済みだ。安徽省内の茶園は、いずれも中国政府の国家質量監督検査検疫総局が管轄・管理する「地理表示」認証（日本で言うところの『地理的表示保護制度（GI）』）を取得。そこで生産される茶はすべて「地理表示保護製品」としてロゴ標記が可能だ。ここで「地理表示保護製品」とは、特定の地域で生産され、品質、評価、及び当該産地ならではの自然条件や人的・文化的条件による特性を備えたもので、一定の審査を通じて地理名称を付けられるに至った製品のこと。地理表示認証は、食品の産地や品質にお墨付きがついたことを示すもので、中国国内では消費者に一定の“安心感”を与える認証として、広く受け入れられている。

【茶園の様子】

謝裕大茶葉股份有限公司



天方茶葉股份有限公司



黃山市猴坑茶葉有限公司



浙江華發茶業有限公司



紹興御茶村茶業有限公司①



紹興御茶村茶業有限公司②



※紹興御茶村茶業有限公司②は抹茶生産のための被覆栽培を行っている。

1.3 残留農薬への対策

茶葉の輸出にあたっては、残留農薬問題に慎重に取り組む必要がある。一旦、税関で残留農薬が検出されると、その茶輸出企業はブラックリストに掲載されるからだ。また、輸出先の国ごとに異なる残留農薬基準が存在しており、輸出企業はこれを遵守しなければならない。基準は主に下記4つに分類される。

- ① CODEX 基準：国連食糧農業機関の基準、すなわち国際基準（中国、香港、東南アジアのほとんどの国、中東、南米などが採用）
- ② 日本基準
- ③ 米国基準
- ④ EU 基準（最高難度の基準。この基準を満たす企業はごくわずか）

今回の調査を通じて、茶企業のほとんどが採用する残留農薬汚染防止策は、捕虫器や粘着捕虫シートの利用、人力での除草作業によるものであることが判明。また有機茶園であれば、有機肥料の使用が広く一般化している。このほか、安徽省黄山付近一帯の茶園など、山地ならではの昼夜の寒暖差や生物同士の食物連鎖など、地理的・自然生態的条件を活用した“原始的”な防虫対策も十分に機能しているようだ。

浙江省の茶園では、有機茶園を取り囲む一定範囲を「遮断帯」とすることで有機環境を確保する方法も採用されている。つまり、広さ 100 ムー（66,667 m²）の有機茶園があるでしょう。その周囲数百ムーの茶畑にも同様に有機栽培を施すが、有機認証を行うのは中央部分の 100 ムー（66,667 m²）に対してのみという方法だ。または茶園の周囲に樹木を植えて仕切りを設けることで、周囲の非有機茶園や農地で使われている農薬や化学肥料からの汚染を回避するケースもある。

一方、安徽省黄山地区は山地という地理上の特性から、大規模茶園は少なく、小規模茶園が一つずつ独立している。よって、平坦な土地に大規模茶園が広がる浙江省や福建省とは異なり、遮断帯を設ける必要がない。

貿易型企業の浙江省茶葉集団などは、自社で茶園を運営せずに契約農家から茶葉を購入している。よって、残留農薬の管理は、契約農家に対して指示を徹底しており、一旦条件に不適合（残留農薬量の超過）となった農家とは即座に取引を解除するといった厳格な方針を採用している。有機茶園で使用する有機肥料や機械もすべて浙江茶葉集団が自ら購入するなど、大元の管理も厳しく徹底している。

【有機茶園の残留農薬汚染防止策】

紹興御茶村茶業有限公司
(捕虫器)

黄山市猴坑茶業有限公司
(捕虫器)

浙江華發茶業有限公司
(捕虫器)



謝裕大茶葉股份有限公司
(捕虫器)



謝裕大茶葉股份有限公司
(捕虫器)



謝裕大茶葉股份有限公司
(粘着捕虫シート)



二、輸出業務の現状

2.1 輸出業務概要

今回インタビューを実施した生産型企业3社の輸出の占める割合は、いずれも5%未満と小さく、しかも減少傾向にある。その主な原因は、高級茶に対する中国国内のニーズが高く、そもそもそちらの供給が追いついていないこと。また、輸出に必要とされる各種測定や商品検査が煩雑であることから、海外に固定客や市場を確保できていない状況の中、あえてコストやリスクを背負いたくないという思惑がある。

生産及び貿易を行う企業のうち、浙江華発の輸出の占める割合は90%以上で、しかも緩やかな増加傾向にある。主要輸出先はアフリカで、マリの事務所を開設している。低級品の珠茶と眉茶が輸出品のメインだ。

【浙江華発茶業有限公司工場の様子】



一方、御茶村の輸出の占める割合は 20%で、輸出品はすべて抹茶。主要輸出先は EU と北米、海外事務所は開設していないが現地に販売代理店を有している。欧米顧客のニーズに応えるため、ドイツに製品を郵送して検査を行っている。御茶村の抹茶は 7~8 等級に分類されるが、高等級抹茶のほとんどは中国国内での販売に向けられている。輸出されるのは低等級品で、高級茶との価格差は約 3 倍になっている。

貿易のみの企業 2 社のうち、明納貿易は輸入業務のみで、日本の「舞妓の茶」の製品を中国で代理販売している。一方、浙江茶葉は輸出業務がほぼ 100%を占めており、茶の年間輸出量は 60 億元に達する。そのうちの 65%が緑茶で、世界中に輸出されている。アフリカのモロッコとモーリタニアに事務所を開設。輸出緑茶のほとんどが大衆向けの低級茶で、5 等級に分類、顧客指定の価格帯に合わせてそれぞれサンプルを提供している。

2.2 輸出資格および検査要件

中国茶の種類は豊富で、生産量も十分であるにもかかわらず、以前は輸出が許可された企業は限定されていた。中国政府が茶の輸出に対して計画的割当と輸出許可証を厳しく管理していたためである。現在はこうした規制を撤廃しており、輸出入の経営資格を有する企業であれば、どの企業でも輸出は可能である。ただ実際には、輸出茶のほとんどが中低級の茶種で占められており、高級茶はほぼすべて国内で消費されているのが現状だ。

一方、商品検査については、中国政府による「商検」と輸出先が要求する各種基準をクリアしなければならない。輸出企業は、各顧客が要求する資料（国内外の権威ある技術検査機関の検査報告など）を確認したうえで、中国輸出入商品検査検疫局に各検査の実施を申請する。当該輸出企業の登記地に商品検査局がある場合は、直接現地の商品検査局で商品検査を行うことができる。商品検査に無事合格すればすぐに輸出が可能となる。

現在、中国国内で検査が可能な機関は、福建省、浙江省、湖南省の輸出入商品検査検疫局、中国農科院茶葉研究所、農業部農産品品質安全監督検査試験センターなどだが、具体的にどの検査機関で検査を実施すべきといった明確な規定はない。顧客が指定する第三者

機構で検査し、製品の品質を保証するケースもあるようだ。

また輸出先が求める検査について、EUへ輸出するケースを例に挙げる。輸出企業は事前に中国国内または国外の権威ある技術検査機関にて検査を行い、茶製品がEU基準を満たしていることを確認しなければならない。EU基準には450項目以上の検査が必要で、そのメインとなるのが残留農薬検査である。

そのうち、「アントラキノン」の含有量基準が最も厳格で、EU基準では、茶葉1kg当たりに対するアントラキノン含有量が0.01mg（2015年7月から0.02mgに引き上げられた）を超過してはならないとされている。アントラキノンは微量天然有機物の一種で、残留農薬ではない。よって、どのように発生するのかが不明であるため、その要因を抑制することがほぼ不可能で、茶輸出企業にとっての衝撃も大きい。検査結果がEU基準を満たしていることが判明されて初めて、EUの取引先と貿易実務についての商談をスタートさせることができる。

有機茶については、茶園などの有機認証と上記の検査のほかに、輸出製品ロットごとにTC（Transaction Certificate）を申請しなければならない。これは、輸出商品が有機であることを保証するためのもので、ロットごとに有機茶葉であることを証明する証拠資料を毎回提出する必要がある。

注：緑茶については、上海市、江蘇省、浙江省、寧波市、安徽省、福建省、江西省、河南省、湖北省、湖南省、広東省、四川省、雲南省、広西省、深セン市、重慶市の商品検査局での商品検査が指定されており、そのうち抹茶については、上海市、浙江省、寧波市の商品検査局での商品検査が指定されている。その他の通関地では緑茶の商品検査業務は行っていない。

【ヒアリング対象企業の資格・受賞情況】

黄山市猴坑茶業有限公司



黄山市猴坑茶業有限公司

謝裕大茶業股份有限公司



浙江華發茶業有限公司



2.3 輸出茶の等級とパッケージに関する要件

輸出時の茶葉の等級や包装サイズについては、統一された要件はない。最終的に顧客の注文時の要望に則って決定する。

・等級要件

茶の等級は、茶葉の柔らかさを基本に、揉捻技術、葉の形、色つや、香り、水色などによって分類される。茶の等級によって、1キロ当たりの価格差は十数元から数百元、さらには千元と幅広く、特別な茶になるほどその差は大きい。但し、たとえ同じ種類の茶でも、生産企業や輸出先の顧客によって、輸出時の等級分類が異なったり、差があったりするケースもある。

【高級緑茶の様子】



茶の輸出状況について、輸出全般とは一線を画す、明らかに茶特有の特徴がある。それは、他の輸出品目が最高品質のものを続々と国外に輸出しているのに対し、海外に輸出される茶の質はどちらかという大抵最も低い品質の茶葉であることだ。特にアフリカ地域への輸出品は、品質が劣悪で安価なものばかりであるが、その背景には、アフリカでは、お茶にミントなどのハーブや砂糖を大量に混ぜてから煮出して飲む習慣があるからだ。彼らにとって、茶は安価な日常消耗品でなければならないと捉えているようで、茶に対するニーズも「高いか安い」の基準のみで判断されている。

一方、中国には古くから喫茶文化が醸成されており、精神的追求といったスピリチュアルな嗜好も存在する。そのため、茶の良し悪しについてや、細かな味の違いを見分けることも可能で、特に高級茶葉に対する中国国内の購買力は凄まじく、海外からの需要を遥かに凌いでいる。よって、高級茶葉は国内での需要過多で供給不足になっているほどで、値段も高く、輸出に回す必要がない状況になっている。

有機茶の輸出等級も、一般茶と同様で、ほとんどが低級茶である。高いものから順に片形茶、条形茶、碎茶、茶くずと分類される。浙江省茶葉集団を例にとると、輸出有機茶のほとんどはリプトン、トワイニングなど国際的にも著名なブランドの原材料として採用されている。

・パッケージに関する要件

茶輸出企業のほとんどは、固定のパッケージ会社と提携している。輸出茶パッケージ企業は法律に則り、商品検査機構認証の輸出製品パッケージ資格を有していなければならない。

また、各国の食品ラベルの規定がそれぞれ異なるため、パッケージデザインは各国が公布する食品ラベル法規を参考にしている。一般的にラベルには製品名称、成分、製造会社名とその住所、生産日、消費期限などの記載が必要とされ、言語は販売先の国の公用語または英語を使用する。その他の材料の規格や、ブランドの図案などに関する明確な規定は

なく、顧客の指示に基づいて輸出元企業が進めていく。

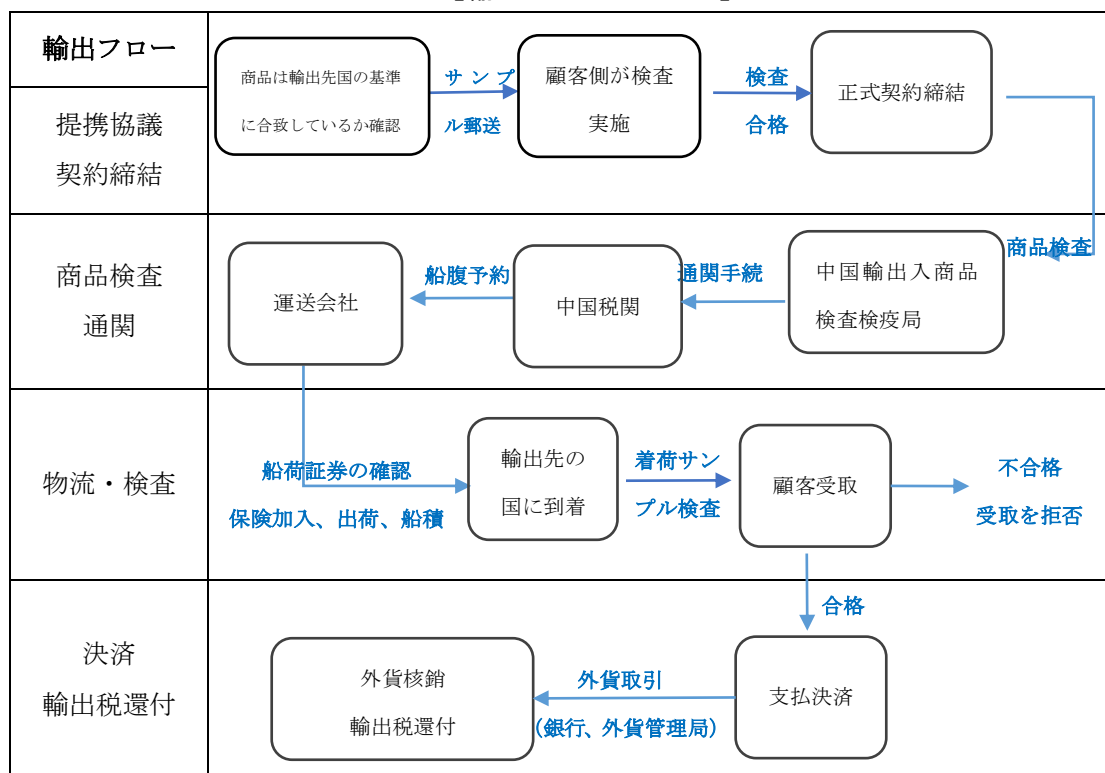
認証マークについては、中国茶検査合格マークは輸出茶のパッケージ上にある程度目立つよう表示しなければならないが、有機認証やその他の資格認証マークについては強制的な要件はない。

2.4 輸出フロー

中国の茶輸出は、バラ売り輸出と小袋包装（バルク品）輸出に分けられる。小袋包装輸出の場合は、ラベル登記とパッケージ登記というバラ売り輸出にはない 2 つのプロセスが必要になるが、その他のフローは共通している。全体のフローは以下の通り：

- 1) 事前準備：まずは茶輸出の意向がある企業が、国内の権威ある技術検査機関で検査を行い、茶製品が輸出先の国の基準に合致しているか確認する。
- 2) 商談：輸出入双方が協議し、提携の意思がある場合は、中国側の茶輸出企業が顧客に茶のサンプルを郵送する。顧客側は全体的に検査を実施し、検査に合格すれば正式な契約へと進む。
- 3) 商品検査：輸出企業は顧客の要求に基づき資料を提出、中国輸出入商品検査検疫局に各項目検査を申請する。
- 4) 通関手続：輸出企業は、輸出入許可証、通関委託書、核銷リスト、通関リスト、インボイス、パッキングリストなどを税関部門に提出する。
- 5) 船腹予約：上記申請及び検査業務が完了した後、輸出企業は運送会社に海運あるいは空運の船腹予約を行う。
- 6) 船荷証券の確認：取引双方が船荷証券の各詳細を確認し、遺漏のないことを確認する。
- 7) 保険加入：高価な商品の場合、必要に応じて保険に加入する。
- 8) 出荷：顧客の要求に従い、海運あるいは空運を選択し、運送会社に貨物を出荷する。
- 9) 船積通知：貨物のお荷後、顧客にお荷を通知すると同時に船荷証券を送付する。
- 10) 着荷サンプル検査：貨物が輸出先の国に到着後、顧客は着荷サンプル検査を実施する。検査に合格すれば、今回の輸出プロセスは完了する。不合格の場合は、顧客は受取を拒否することができる。
- 11) 支払決済：一般的には銀行決済を利用する。取引双方が外貨支払（銀行の外貨両替証明）、商品代の支払（増値税領収書認証）、運送費の支払いなどを行う。さらに、外貨取引に及ぶ場合は、国家外貨管理局に外貨申告を行う。
- 12) クロージング：輸出企業は通関書類、核銷書類を回収し、外貨核銷を行った後、最後に輸出税還付の手続きを行う。

【輸出フローチャート】



2.5 輸出支援政策と補助金制度

・政府の支援政策

中国は世界の茶生産及び輸出大国であるが、近年の多国間貿易保護規定による制約は、中国緑茶輸出拡大の大きな障壁となっている。

2015年、中国政府は「一带一路」経済発展戦略を打ち出し、各省、市の地理的優位性を十分に発揮し、アジア、ASEAN諸国、中欧、東欧の国家間との貿易提携に力を入れてきた。「一带一路」は、シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードを意味し、貿易ルートはヨーロッパ、アジアを貫き26の国と地域を網羅している。この「一带一路」政策の強力な影響の下、沿線国家との茶取引規模が増加の一途を辿り、東南アジアの国々への茶輸出も大幅に増加している。

2016年11月、中国政府農業部はさらに「好機を掴み茶産業を強化する意見」（以下「意見」）を公布、規格化された茶生産拠点を速やかに建設し、国内外双方の市場を両立させながら、国際的な茶集団を育成し、世界的競争力のある茶ブランドを創出することを計画した。具体的な目標は、1) 優先区、発展最適区を定め、2020年までに茶園面積を約4200万ムー（280億㎡）に安定させる、2) 茶の総生産高と輸出額を倍増させる、3) 茶産業の競争力と持続成長力を向上させ、2020年までに売上50億元以上の茶企業を5社、20億元以上の茶企業を20社育成し、国際影響力とブランド知名度を備えた超大型茶葉集団を1～2社

育成する、としている。

・補助金制度

以上の政府による支援政策を背景に、国の 15%の税金還付を行う基礎補助政策に加え、主要な緑茶の生産省（市）各地は、次々に地方ごとの支援政策や資金補助措置を打ち出している。以下に、生産加工と有機茶発展に対する補助金制度について例をあげて説明する。

・貴州省の鳳岡県は、「鳳岡県 2016 年茶産業発展の奨励と補助弁法」を公布した。「弁法」において以下のことが明確にされている。

- 1) 建設用地面積 7 ムー (4,667 m²) 以上、茶畑面積 1000 m²以上、加工作業場面積 800 m²以上、加工区と生活区が独立しかつ見学通路があり、加工機械設備が 20 台（組）以上で加工能力が 200 トン以上、クリーンエネルギーを使用している工場建設には、一括 45 万元を補助する。
- 2) 建設用地面積規模が 5.6 ムー (3,733 m²) 以上、茶畑面積が 800 m²以上、加工作業場面積 640 m²以上、加工区と生活区が独立しかつ見学通路があり、加工機械設備 15 台（組）かつ年間加工能力が 150 トン以上に達する規模の工場建設に、一括 35 万元を補助する。
- 3) 積極的に県内の茶企業の茶輸出貿易取引を支援するため、2016 年に茶貿易取引手続きを完了した年間輸出量 50 トン以上の企業には、実際の納税額に応じて同額の奨励を与える。
- 4) 大規模茶企業の支援を目的に、茶の年間 50 トン以上の生産量で、環境面でのクリーン化技術を導入した企業に対し、検査に合格した場合、生産加工専用ラインで実際にかかった電気代の 60%を資金補助する。
- 5) 茶産業の開発、加工技術の改善、熟練加工などの分野において、多大な進展あるいは商業化の実現に至ったオリジナルの製品または技術に対し、専門機構の審査認定に合格した場合、20～50 万元を一括交付する。
- 6) 茶産業の上場を奨励、サポートするため、上場企業に対し各レベルに応じ、50～200 万元を一括交付する。

・安徽省の休寧県は、有機茶産業の発展を加速化させるため、茶園を経営する各大手企業に対し、除草剤の使用禁止と化学肥料の使用削減を促し、主に有機肥料を使用するよう指導、0.4 元/kg の人力草刈補助金と非農薬補助金を支給する。さらに、認証面積が 300 ムー以上の有機茶園については、検査に合格した場合、1 万元の支援補助を与えると規定している。

2.6 輸出にあたっての課題

今回の調査から、現在、中国茶の輸出に対する課題は以下の通りであることが判明した。

- ・ 深刻な技術障壁

ここ数年、茶の輸入国は残留農薬検査項目を徐々に増やし、同時に輸入茶に対する残留農薬基準を引き上げている。日本が公布した「食品中に残留する農薬のポジティブリスト制度」の茶検査項目は 276 種で、検出限界はいずれも 0.01mg/kg である。EU が 2010 年に公布した茶に対する残留農薬限度は 453 項目にのぼり、ECT149/2008 法令にあった茶関連の残留農薬検査項目から新たに 170 種が追加されている。茶の残留農薬規制基準は日を追うごとに厳格になっている。

- ・ 検査費用の増加

欧米の茶のバイヤーは要求が高く、茶の検査にヨーロッパなどの国際検査機構を指定する。茶サンプルの通常検査項目の費用は 5000 元以上と高く、大型企業の年間検査費用は数百万円以上にもなっている。

- ・ 上がり続ける生産コスト

中国の人件費は全体的に高騰傾向にある。労働集約型で技術的要素の少ない茶輸出企業にとって、生産コストの持続的上昇という苦境に立たされている。

- ・ 輸出のメインは低利益の低級茶

中国茶の最大の輸出国はアフリカ諸国。輸出品は低級緑茶がメインで、輸出量は多いながら利幅は薄い。さらに輸出に関わる税金還付分についても、顧客からその金額分を差し引いた見積価格が要求されており、利益を確保するのが厳しくなっている。

- ・ 国際競争の熾烈化が中国茶輸出企業に打撃

自国の茶輸出産業の発展を奨励及び支援するため、諸外国は次々に政策を打ち出している。たとえばベトナムでは、茶業界の現代化、機械化を促進するため、低利子、無利子貸付を行っている。インドでは、茶輸出業界の生産効率向上のため、茶畑が機械、設備の購入に利益を充当できるよう所得税免税政策を打ち出した。スリランカでは、茶輸出企業の税金負担を軽減するため、国内の茶生産、販売に対する徴税は免除し、輸出の場合のみ 2.5 ルーブル（約 0.23 人民元）/kg の茶税を課している。

東南アジア諸国の茶輸出はコスト面において絶対的な優位性がある。そのうえベトナム、インドネシアなどの人件費や土地コストは低く、価格上の強みにもなっている。

- ・ 日本の緑茶（抹茶）、インドネシアの茶、スリランカの紅茶はその品質の良さから世界でも好評で、その分値段も高い。

三、海外からの茶葉等輸入の現状

3.1 中国の茶輸入における現状

中国税関の統計によると、2016年1月から11月の中国茶輸入量は20,257トンで前年同期比0.42%下降している。金額にすると9,820万米ドルで平均価格は4,848米ドル/トン。前年同期比でそれぞれ3.86%、4.29%上昇している。

そのうち、紅茶輸入量は17,198トン、金額は7,304万米ドル。平均価格は4,247米ドル/トンで、前年同期比はそれぞれ4.32%、5.75%、1.37%の上昇が見られる。緑茶輸入量は1,429トンで金額は663万米ドル、前年同期比はそれぞれ37.26%、9.71%下降。平均価格は4,640米ドル/トンで、前年同期比で43.92%の上昇。烏龍茶輸入量は1,340トン、金額は約1,468万米ドル、前年同期比はそれぞれ11.23%、4.94%上昇。平均価格は10,953米ドル/トンで、前年同期比5.66%の下降。花茶輸入量は198トン、金額は335万米ドル、前年同期比でそれぞれ24.28%、5.29%上昇、平均価格は16,933米ドル/トンで、前年同期比で15.28%の下降。プーアル茶輸入量は30トン、前年同期比で1.73%の下降。金額は16.5万米ドル、平均価格は5,434米ドル/トンで、前年同期比はそれぞれ37.42%、39.84%上昇。

茶輸入市場における上位5地域はスリランカ、インド、台湾、インドネシア、ケニアとなっている。

日本の輸入茶については、福島原発の放射能風評問題が発生して以来、中国は全面的に日本茶の輸入を制限している。中国政府の規定では、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、宮城県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、千葉県のみからの農産品と水産品の輸入を禁止しており、茶についても基本的に受け入れておらず、日本からの輸入量は僅少のである（2016年12月時点）。

3.2 輸入資格と輸入フロー

・輸入資格

輸入茶企業は輸出入許可、茶輸入企業登記、荷送人登記が必要である。それに続き、以下の書類を準備しなければならない。（日本からの茶を輸入する場合には別途日本政府作成の放射能検査証明書が必要。日本政府作成の放射能検査証明書の様式について政府間での協議は継続中（2017年2月現在））

- 1) 原産地証明
- 2) 植物検疫証明書
- 3) 生産国衛生証書
- 4) 輸入契約
- 5) 輸入インボイス
- 6) パッキングリスト
- 7) 海運船荷証券
- 8) 原産国ラベルサンプルと中文ラベルサンプル
- 9) 成分分析表

貨物申告時に、荷受人は上記の書類に加え、船荷書類、商業書類と一緒に検査検疫機関に提出する。

・輸入フロー

- 1) 輸入メーカーと国外のサプライヤーが契約を締結
- 2) 通関業者に依頼し、事前に「荷受人企業登記」と「ラベル登記」の手続きを実施
- 3) 国外出荷から中国国内の指定港への到着を手配し、パッキングリスト、インボイス、契約書原本などの資料を提出
- 4) 貨物到着後、通関業者が商品受取、商品検査局への検査申告、税関への通関申告を手配
- 5) 税関書類審査、納税証明発行、納税、税関と商品検査局の検査手配
- 6) 商品を指定の倉庫へ送付、中文ラベル貼付、商品検査員サンプル検査の実施
- 7) 検査合格後、衛生証書の発行
- 8) 税関通過、荷物受取り

四、日本式抹茶の生産と販売の現状

4.1 生産と販売

今回インタビュー調査した企業のなかで、御茶村は日本式抹茶の生産と販売をメインと

する企業である。御茶村の前身は、日中合弁の抹茶生産貿易会社である。生産工程においては、日本から購入した製茶設備を使用、また日本からわざわざ技術顧問を招くなど、全てにおいて日本式の製茶工程を堅持している。

【御茶村の抹茶生産ライン及び設備】



販売においては、中国国内販売がメインで、上海地区のベーカリー用抹茶の市場シェアは50%を超えている。輸出が占める割合は20%で、主な輸出先はEUと米国である。価格は日本の平均的な抹茶に比べ10%ほど安い。国内及び国外販売業務のほか、御茶村は浙江省の杭州で抹茶専門店「Breaker」を経営している。抹茶以外にもケーキ、パンケーキ、アイスクリームなど各種抹茶スイーツを提供、上海への出店も計画中で立地等の検討に入っている。

明納貿易は、日本から日本産緑茶を輸入しているが、日本茶の味に対する受容度や知名度の低さが影響しており、かつてスーパーマーケットで販売したこともあったが、陳列のための棚代やプロモーション費用が高すぎるため断念した。現在は主にネット通販の淘宝（タオバオ）上で販売しながら、日本茶道のプロモーション活動に協力している。日本産緑茶のメイン消費者層は20代から40代の女性で、顧客単価は80元から150元の間となっている。

華発茶葉も少量生産の抹茶を国内で販売している。生産技術の低さから製品も低級であり、主に中国国内で食品の添加物として販売、輸出は行っていない。日本式の蒸し茶生産ラインが1本あり、年間生産量は100トン余りとなっている。

浙江茶葉集団も少量の抹茶を輸出しているが、ほとんどは緑茶粉末を抹茶に似せたもの。本物の抹茶は値段が高く、100～200元前後/kgに、高品質のものだと300～500元/kgにもなる。一般的な海外の顧客にとっては高価すぎるとともに、抹茶の味の違いも分からないことから、安価な粉末緑茶で代用している。

4.2 海外の中国産抹茶に対する反応と評価

海外の中国産抹茶に対するイメージは、現時点では日本のものとは比べ物にならない評価となっている。同じ等級の製品であっても、EUや米国市場で選ばれるのは日本産である。

しかし、このような評価も次第に変化し始めている。かつて海外の顧客は日本産だけを購入したが、最近では、日本産のものよりも一段劣る感覚はあるものの、一部中国または韓国のもも購入するようになってきている。御茶村の万総経理は、一部の中国抹茶生産者の生産技術や環境は、日本との距離を徐々に縮めてきており、残留農薬管理にいたっては日本を追い越すレベルだと主張していた。しかし、中国産抹茶が日本産を国際的なイメージや評価において凌駕するのは当面不可能だろうとインタビュー対象者のほとんどが言っていた。

五、茶輸出企業のコスト削減措置と市場開拓の手法

1、コスト削減措置

茶業界は、労働集約型産業で、最大のコストは人件費だ。多くの茶生産メーカーは工場のオートメーション化を進め、労働者を減らすことがコスト削減の最良の方法だとインタビュー対象者は口を揃えて指摘していた。

しかし、中国の多くの茶園は、開拓当初の計画不備が原因で、今日の機械化が妨げられており、全面的に計画を見直すには、莫大な費用と工程が必要とされる。また多くの茶企業は保守的観点から、現在の利益が減るくらいなら現状維持で構わないと考えており、さらに資金を投入して設備や技術を刷新することは望んでいない。さらに、高級茶の製造工程において、茶摘みや揉捻など多くの工程は手作業を必要とし、機械化するのは困難であることから、高級茶価格も依然高止まりのままである。

御茶村を例にすると、茶園を除く工場内は基本的にオートメーション化されており、抹茶と蒸し茶の加工プロセスは機械のみで完了する。スタッフは正規従業員と臨時工に分かれ、正規従業員は約180名、茶摘みの時期になると臨時工を募集する。河南省などの内陸

部には農産品の収穫を専門とする大規模な臨時工組織があり、1人のリーダーに対して1万人近くの臨時工が組織されているほど。春になれば江蘇省で茶を摘み、その後、ウイグルで綿花を摘み、寧夏でクコの実を採る。臨時工は日給制なので必要なときだけ採用すればよく人件費を節約できる。よって、多くの茶園ではこうした臨時工を雇っているのが現状だ。

2、市場開拓の手法

・海外業務の推進

国内外の展示会への参加が主なプロモーション活動であるが、ほとんどの企業は展示会の効果には限界があり、新規顧客の開拓は難しいと考えている。展示会への参加は、企業の存在感をアピールし、常連客との交流を保つためとしている。浙江省茶集団を例にとると、毎年10以上の国際展示会へ参加、茶芸実演や長嘴壺茶芸といった中国色の極めて強いショーを実演し、来客者の関心を集めている。

海外現地の販売代理店やコンサルティング会社との提携も、もう一つのプロモーション方法だ。こちらは展示会に比べ、直接販売に結びつく確率が高いという。

アリババのようなネット上のB2Bグローバル取引プラットフォームもまた、多くの茶企業が活用する販売チャネルの一つだ。華発は、アリババを通じて毎月コンテナ1、2個分を輸出、浙江茶葉集団は、アリババ以外に海外のB2Bプラットフォームも利用している。

・国内業務の推進

Eコマースの発展に伴い、茶企業も続々とインターネット販売に取り組んでいる。国内市場においては、安徽天方茶業集団有限公司と黄山市猴坑茶葉有限公司がB2Cネット通販プラットフォーム最大手のアリババ系「天猫」に出店している。天方茶葉によると、Eコマース消費者は年齢が若く、価格にも敏感であるため、販売商品は実店舗とはやや異なる大衆的な商品をメインとしている。2016年のEコマースの売上は20%以上を占めている。

体験型の「コト」消費が盛んになるにつれ、伝統的な茶産業もレジャーや旅行をセットにした新しい商業モデルに挑戦している。黄山謝裕大茶葉股份有限公司は、安徽省徽州に茶葉博物館と観光有機茶園を設立。観光客は、博物館を見学することで、同社のブランドの歴史や製茶技術を窺い知ることができる。さらに有機茶園を観光することで、茶摘みの楽しさを体験したり、摘みとった茶葉の炒り方を専門のスタッフから指導を受けたり、その茶葉を持ち帰ったりすることも可能だ。

【謝裕大茶葉博物館の様子】



安徽天方茶業集團有限公司は、会員に対して「茶畑 1 ムー (=666.67 m²) 所有」企画をリリース。1 万元で茶畑 1 ムーを所有することができるこの企画は、天方が会員のために茶葉を栽培し、収穫した茶は会員のものとなる。会員には一年に 3 日間の茶園リゾート施設の無料宿泊権が与えられ、家族と共にここで余暇を過ごすことができる。

御茶村がある浙江省の富錦鎮では、政府主導で建設した抹茶の町であるが、毎年抹茶マラソン大会を開催、観光用の果樹園や茶園もオープンし、消費者にアグリテイメント（農業とエンターテインメントの融合）の楽しみを提供している。

競合国輸出環境調査（中国・緑茶）報告書
2017年3月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林産品支援課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-8348

禁無断転載